

米国の人身取引に関する立法動向

中川 かおり

米国では、2000年人身取引被害者保護法 (Trafficking Victims Protection Act of 2000、^(注1)以下「TVPA」という) により、既存の法規定の大幅な改訂がなされた。これが、現在の米国における人身取引対策の核となる法律である。このTVPAについては、2003年末に、制定から約3年間の施行状況をふまえた比較的大きな改正^(注2)が加えられている。以下で、I クリントン政権の取り組み、II TVPA以前の人身取引対策法制、III TVPAの概要、IV TVPAの評価と実施の順に説明する。

I クリントン政権の取り組み

米国における国際組織犯罪対策の一環としての人身取引対策は、クリントン政権時代にさかのぼる。^(注3)クリントン大統領は、人身取引を優先課題として位置づけ、1998年3月11日に米国政府として人身取引に対処するための戦略を確立する指令を公布した。この戦略は、防止 (prevention)、訴追 (prosecution) 及び保護 (protection) の三本を柱とするもので、後に制定されるTVPAを支える思想ともなった。

国内の人身取引に対しては、司法省市民的権利局及び労働省法務官局が率いる労働搾取対策タスクフォースが、その捜査及び訴追を委ねられた。国務省は、人身取引に関する国内外の法律について、データベースを作成するために資金を支出し、司法省による既存の刑事法の検討も進められた。こうした中で、連邦議会でスミス下院議員が法案提出者^(注4)となり、人身取引及び暴力の被害者を保護するための2000年法 (Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000) のA節としてTVPAが制定され

るに至った。また、クリントン大統領は、女性問題省庁間会議に人身取引に関する上級職員によるワーキンググループを作った。この会議は、出身国、通過国、目的地国のそれぞれの政府機関や非政府組織による会合を主催した。

国際的な取り組みとしては、これまでも人身取引に関して多くの国際条約が定められてきたところではあるが、^(注5)1999年、米国は、アルゼンチンと共に、「国際的な組織犯罪対策に焦点をあてた、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書 (以下、「人身取引補足議定書」^(注6)という)」の草案を提出した。

II TVPA以前の人身取引対策法制

上述のようにTVPAは防止、加害者の訴追及び被害者の保護を三本柱としていたが、TVPA以前の合衆国法典に、人身取引対策に用いられうる規定が全くなかったわけではない。ここでは、TVPA以前の米国の法制について、加害者の訴追 (第1節) と被害者の保護 (第2節) を中心に、それに対する批判を含めた簡単な紹介を行う。^(注7)最後に、第1節及び第2節でふれられなかった課題・問題点 (第3節) にふれる。

1 加害者の訴追

(1) 非自発的苦役を禁止する規定 (18 U.S.C. §§ 1581-1584)

合衆国憲法第13修正を実施するために制定された法律に基づき、奴隷的労働の状況に人を置くこと、奴隷的労働の状況に置く目的で人を拘

束すること (§ 1581(a))、奴隷状態又は非自発的
苦役に人を勧誘すること (§ 1583)、非自発的な
苦役の状況に人を売却すること (§ 1584)は違法
とされている。この規定は、移住農業労働者の
雇用から強制売春まで、多様な状況に適用され
ている。

これらの規定には、処罰が軽すぎるという問
題がある。^(注8)たとえば、LSDを10グラム売買する
こと又はヘロイン1キロを頒布することに対し
ては終身刑が科されるのに対し、非自発的苦役
の状態に人を売却することには10年の拘禁刑が
科されるにすぎない。また、処罰が軽いにも関
わらず証明責任が重いといわれる。さらに、も
ともとの処罰が軽いため、被害者が証言したり、
反対尋問にさらされたりすることを防ぐために
司法取引を行うと、加害者に対する処罰が不当
に軽くなることがあるといわれる。

(2) 公正労働基準法 (29 U.S.C. §§ 201-19)

公正労働基準法 (Fair Labor Standards
Act : FLSA)は、最低賃金、超過勤務手当、児
童労働等について定めるもので、全米賃金基準、
週40時間制及び通常の賃金の1.5倍の超過勤務
手当を定める。ほとんどの人身取引事件は強制
労働を含むため、FLSAの対象となる。

しかし、人身取引に対するFLSAの適用につ
いては、同法が雇主-被用者の関係が存在する
事件にのみ適用されることによる制約がある。
たとえば、衣類製造等における請負労働につ
いて、法律の定める「被用者」と認定すること
が困難な場合がある。また、売春のための雇用
関係である場合には、法的に認められた雇用
関係ではないので、雇主-被用者関係を認定す
るのはいっそう困難である。

また、FLSAに定められる処罰は軽すぎると
いう問題がある。FLSAの故意の違反に科され
る刑事罰は、最高6ヶ月の拘禁刑であり、しか
も、拘禁刑を科されるのは2度目以降の違反と
されている。

(3) 移住及び季節農業労働者を保護するための 規定 (29 U.S.C. § 1801 et seq.)

移住及び季節農業労働者保護法 (Migrant
and Seasonal Agricultural Worker Protec
tion Act : MSPA)は、農業に従事する移住
労働者及び季節労働者に、賃金、労働条件、労働
関連条件に関する保護を提供するとともに、労働
者仲介業者に労働省への業務の登録を求める
ものである。労働者仲介業者や労働者の雇主に
対して、労働条件を書面で労働者に提供するこ
とや、支払った賃金、労働させた時間、総収益
等の記録を3年間保管することを義務づける。
この法律の違反については、刑事罰、民事罰及
び行政罰が科される。また、私人による訴訟の
提起も認められる。

MSPAに定められる処罰についても、軽すぎ
るとの批判がある。^(注9)同法に最初に違反したとき
は、最高1年の拘禁刑、2度目以降は最高3年
間の拘禁刑が科されるにとどまる。また、これ
に対する量刑ガイドラインがないため、裁判官
はしばしば保護観察を認める傾向がある。

(4) 性産業を規制する法律 (18 U.S.C. § § 2421-24)

1910年の制定以来、白人奴隷売買禁止法
(White-Slave Traffic Act (Mann Act))は、
女性の性的労働から収益を得る者を処罰するた
めに適用されてきた。この法律は、個人を売春
に従事させる意図で、又は他の性的活動に従事
させる目的で、州際通商又は外国通商において
輸送した者を、この編に基づく罰金若しくは5年
以上の拘禁刑に処し、又はこれを併科する (§
2421)。また、個人を売春に従事させる目的で
州際通商又は外国通商において旅行するよう誘
因したり、強制したりすることも処罰される (§
2422)。被害者が18歳未満であるときは刑が加重
される。^(注10) (§ 2423)。

(5) 組織犯罪を規制する法律 (18 U.S.C. § § 1961-68)

人身取引にはしばしば国際的犯罪組織が関与しており、この領域における組織犯罪への対処は重要である。そのため、組織犯罪を規制する法律（Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act of 1970：RICO）は、人身取引の訴追に適用されうる。RICOは、Mann Act や労働関連法を含む特定の州法又は連邦法の違反を主張する民事訴訟を提起することを、私人に認めている。

RICOを適用する難しさは、加害者の活動が事業（"enterprise"）と言えるかという点と、ラケッティアリング活動の定型（"pattern of racketeering activity"^(注11)）と言えるかという点である。すなわち、組織化されていない活動や、一度かぎりの活動については、RICOは適用されない。

(6) 「特定の外国人を入国させ、隠匿する」ことに対する規定（8 U.S.C. § 1324(a)）

移民国籍法（Immigration and Nationality Act）は、合衆国に入国を許可されない外国人を入国させ、隠匿する者を処罰する。外国人をコミッショナーが指定した通関手続港以外に入国させる者（§ 1324(a)(1)(A)(i)）、外国人を輸送する者又は輸送しようとする者（§ 1324(a)(1)(A)(ii)）、外国人を隠匿し、若しくは捜査を免れさせた者、又はそうしようとする者（§ 1324(a)(1)(A)(iii)）、不法入国であることを知りながら外国人に入国を奨励し、又は勧誘する者（§ 1324(a)(1)(A)(iv)）、行為の実行を遂行し、支援し、幫助することについて共謀する者（§ 1324(a)(1)(A)(v)）に対しては、罰則が定められている。こうした規定は、人身取引に直接的に適用されうる。

(7) 文書偽造に対する規定（8 U.S.C. § 1324c）

移民国籍法は、移民関連の文書偽造に対して民事罰及び刑事罰を科している。移民国籍法上、利益をえるために文書を偽造すること、他者に偽造文書を提供すること、準備又は申請の過程で他者を支援すること等は違法である。同法は、

ひとつの文書につき最高2000ドル（二度目以降は最高5000ドル）の民事罰を科し、故意の違反については刑事罰として罰金又は5年以下の拘禁刑（二度目以降は15年以下の拘禁刑）を科する。

人身取引の加害者に対してこの文書偽造規定は通常適用されうる。なぜなら、組織的な加害者は、合衆国に被害者を連れてくるために移民文書を偽造することが多いからである。

(8) 雇主処罰法（8 U.S.C. § 1324a）

1986年移民手続改正規制法（Immigration Reform and Control Act of 1986）は、入国を許可されていない労働者の雇用には罰則を設けた。同法に基づき適用される罰則のほとんどは民事上のものであるが、一連の違反をしている雇主を含む場合には刑事罰もある。外国人が入国を許可されない外国人であると知りつつ、雇ったり、募集したりすること（§ 1324a (a)(1)）、外国人が入国を許可されない又は在留期間が満了したことを知りつつ外国人を雇用し続けること（§ 1324a (a)(3)）、新しい被用者の身元と労働資格の確認を怠ること（§ 1324a (b)(1)(A)）等は、同法のもとで違法とされる。

2 被害者の保護

(1) 人身取引の被害者が退去強制を受けないようにするための行政的措置

入国帰化局（INS）は、裁量により、措置の延期による身分（deferred action status）（Immigration and Naturalization Service Operations Instruction 242.1(a)(2)）と退去強制の暫定的停止（temporary stay of deportation）（8 C.F.R. § 241.6）を認めることができる。

「措置の延期による身分」は、INSの活動の中で最も優先順位が低いという理由で、そうでなければ退去強制できる外国人を滞在が許可される身分に置く、退去強制の行政的な停止と説明される。行政機関又は裁判所が好意的な決定

を行いたいために、法律に基づく身分を付与しようとする法律が歪められる結果となり、将来の事件に望ましくない影響を与える要素が存在する場合には、この行政上の身分が与えられる。

「退去強制の暫定的停止」は、外国人の退去強制を保留することをいう。その結果、外国人は出発の準備をしたり、退去強制手続の再開動議 (motion to reopen deportation proceedings) の結果を待ったりことができる。

この二つの方法に共通する欠点は、暫定的な保護を提供するだけで、積極的な移民としての身分を被害者に与えるものではないというところにある。

(2) 退去の取り消し (cancellation of removal)

(8 U.S.C. § 1229b)

司法長官は、一定の場合に、外国人の退去を取り消し、永住のため法に基づき入国を許可された者の身分に修整することができる。しかし、人身取引の被害者に対してこの規定が用いられるのは限定的な範囲においてである。

第一に、この規定は、合衆国に長期にわたり居住する外国人に救済を提供するためのものであるということである。申請者は、申請以前に10年間は継続して合衆国に滞在していなければならない。人身取引の被害者でこの要件を満たすことができる者はほとんどいない。第二に、この規定には、「合衆国の市民権を有する外国人の配偶者、親又は子に、尋常ではない苦痛を与える場合」という要件もある。この二つの要件を満たす人身取引の被害者として考えられるのは、合衆国に10年以上居住している通信販売による花嫁で、米国市民権を持つ子がいる人くらいである。

(3) 配偶者から暴力を受けた者のための規定 (battered spouse provisions)

移民国籍法のいくつかの規定は、合衆国市民又は永住権者と結婚した人身取引の被害者、特に通信販売による花嫁を支援することができ

る。原則的には、移民である配偶者が永住権を申請するときは、最初の二年間は条件付の永住権が認められ、その期間の最後に入国帰化局に対して婚姻が依然として継続していることを証明する場合には、条件なしの永住権が認められる。

しかし、永住権を申請している者が、配偶者から暴力を受けた者である場合には、例外的に被害者を支援する3つの規定がある。第一は、外国人と結婚している配偶者が移民査証の代理申請を拒否する場合には、その外国人は移民としての身分を自ら申請できるとする規定である (8 U.S.C. § 1154(a)(1)(A)(iii))。第二は、条件付きの永住権を条件なしの永住権に修整するための入国帰化局での面談に配偶者がこないとき、又は条件付きの期間に離婚したときは、その外国人は、困難による免除 (a hardship waiver) を申請することで、条件なしの永住権に修整することができるとする規定である (8 U.S.C. § 1186a (c)(4))。第三は、配偶者から暴力を受けた者が退去強制手続に置かれている場合には、その者は退去強制の取り消しを受ける資格があるとする規定である (8 U.S.C. § 1229b (b)(2))。

(4) S 査証 (8 U.S.C. § 1101(a)(15)(S)(i) (I -III))

司法長官は、次の場合に、外国人に対して暫定的な滞在許可であるS査証を交付する権限がある。(I) 犯罪組織に関する信頼できる重要情報を保持しており、(II) 連邦若しくは州の法執行機関又は連邦若しくは州の地方裁判所に、その情報を積極的に提供しており、及び(III) その者が合衆国内にいたことが犯罪の捜査及び訴追に不可欠である場合である。

司法長官の交付するS査証は、年間200件に限定されており、^(註12) 最長で3年間滞在が許されるのみである。S査証の申請は、連邦若しくは州の法執行機関、連邦若しくは州の裁判所及び司法長官のみが提出することができ、外国人の協力の内容を説明し、外国人に対する継続的な監視

及び報告要求に従うことが要件となる。また、人身取引事件の多くは、刑事事件ではなく民事事件であるが、S査証を用いることができるのは刑事事件についてのみである。^(注13)

(5) 仮入国許可 (Parole) (8 U.S.C. § 1255(d)(5) (A))

INSは、「緊急の人道的理由」「重大な公共の利益」「厳密に公共の利益と見なされる理由」がある場合には、外国人に合衆国への「仮入国許可」を認めることができる。仮入国許可は、合衆国への入国許可とは異なり、その身分の付与期間がすぎると外国人は入国許可申請者として扱われる。仮入国許可は、これまで、さまざまな人道的理由のために付与されてきた。

仮入国許可は、人身取引被害者のための一時的な措置としては有用であるが、その付与には制限がある。第一に、合衆国にまだ入国していない外国人に対する特権であり、すでに合衆国にいる外国人には適用されない。そのため、これを人身取引の被害者に付与しようとする場合には、行政上の目的で被害者をいったん出国させ、再入国させる必要がある。第二に、仮入国許可は司法長官によってのみ付与されることができる。第三に、仮入国許可に対する司法審査は行われない。

(6) 庇護 (Asylum) (8 U.S.C. § 1101(a)(42)(A))

移民不服審査委員会は、人身取引の被害者である女性に庇護を与えたことはないが、庇護の身分の基準を満たす被害者が存在すると言われている。庇護の身分を得るためには、被害者が、国又は国が規制できない権力による、根拠のある迫害のおそれを有しており、かつ根拠のある迫害のおそれが彼女が特定の社会集団に属していることに基づいている、ということを証明する必要がある。

人身取引の被害者が庇護を申請する場合に一番難しいのは、「根拠のある迫害のおそれが特定の社会集団に属していることに基づいている」

との要件を満たすことである。なぜなら、女性であるというだけでは特定の社会集団に属するとはいえないからである。

3 課題・問題点

第1節に紹介した加害者の訴追のための規定は、十分に執行されていたとはいいがたい。それは、被害者がほぼ唯一の証人であるにも関わらず、被害者が法執行官をおそれているために法執行官に情報が集まらないこと、被害者に対する脅迫は心理的な性質のものが多く、立証が困難であること、労働搾取タスクフォースによる捜査・訴追のためのマニュアル作成や地方、州及び連邦の職員に対する訓練プログラムの実施によっても、法執行官間の情報共有が困難であること等の事情による。

また、検察官にとっては、人身取引を正面から捉える犯罪類型がないために、複数の犯罪の構成要件をすべて証明しなければならないことが負担となっていた。

第2節に紹介した被害者の保護のための規定も、十分に適用されていたとはいいがたい。多くの人身取引の被害者は、入国帰化局の施設に収容され、強制送還される。また、被害者が、人身取引の加害者に対して提起された連邦刑事訴訟の重要証人である場合には、地方刑務所に収容される。重要証人ではない被害者は、収容の後、加害者に対する訴訟が提起される前に、又は加害者から補償を入手する前に送還されてしまっている場合が多い。

被害者は、法規定上は、FLSA や RICO の規定に基づき、加害者に対する民事訴訟を行うことができる。また、政府に対して加害者の刑事責任を問うよう促すことができる。しかし、被害者の多くが正規に入国していないことから、行政機関に接触すれば退去強制を受ける恐れがあることに加え、被害者の意欲の欠如、貧困、英語能力の欠如などが原因となって、上記の訴

訟は減多に提起されない。

また、入国帰化局の職員の通常の意識は、1) 被害者は米国に不法に滞在するのであり、入国許可を有しない他の労働者と別異に取り扱うことはできない、2) 年間100万人以上の不法滞在者を検挙する中で、深刻な被害を受けた者を区別するのは容易ではない、3) 人身取引よりは移民を不法入国させること (smuggling of migrants) にあたる事件が多く、被害者の保護の必要性は小さい、といったものであり、被害者が申し立てをしたとしても退去強制^(注14)を免れることは困難であった。

入国帰化局は、1998年に入国帰化局収容所又は地方刑務所に、15万人の外国人を収容し、平均収容期間は32日間であった。収容は、被害者の社会的、心理的及び身体的問題を悪化させることがままあるにも関わらず、被害者を支援する団体には、新聞報道などを通じて偶然知る以外に、被害者の存在を知る手だてがない。

人身取引の被害者のための特別の基金やシェルターは存在しない。シェルターや診療所は、入国を許可されていない外国人労働者にサービスを提供することは可能であるが、直接に金銭を与えることはできない。また、シェルターや診療所の側で、入国を許可されていない外国人の受入れを拒むこともある。

人身取引の被害者が不法移民である場合には、法律扶助機構 (Legal Services Corporation) から補助金を受ける団体は、民事事件で不法移民を代理することを禁じられ、また、刑事訴訟を遂行することも許されていない。ただし、不法移民が家庭内暴力の被害者である場合には、法律扶助機構から補助金を受ける団体は、例外的にその提起する訴訟を支援することができるとされていた。

司法省の犯罪被害者支援室は、州に対する補助金を通して犯罪被害者の支援を行っているが、サービスの提供にかぎられ、直接に金銭を

与えることはできない。

III TVPA の概要

TVPA は、II で紹介した同法以前の人身取引対策法制の問題点の多くを改善する包括的なものであり、2003年末にさらに改正が加えられた。この改正を反映した TVPA の全訳並びに TVPA により改正された移民国籍法、合衆国法典第18編 (犯罪及び刑事手続) 及び1961年対外援助法の規定の翻訳は、稿を改めて掲げる (p.24 以下、「2000年以降に整備された主要な人身取引対策関連規定 (2003年12月19日現在)」参照)。

第101条は略称を定め、第102条で目的と議会の事実認識が示されている。

第103条第8項は、この法律による保護や処罰の対象とされる「深刻な態様の人身取引 (severe forms of trafficking in persons)」を、商業的性行為目的と強制労働目的の二つを含むものとして定義する。人身取引補足議定書ではふれられている臓器摘出などは、この法律の対象とはされていない。

第104条は、1961年対外援助法を改正し、米国が経済援助を提供する国や安全保障上の援助を提供する国について、国務省が毎年作成する「人権状況についての国別年次報告書 (Country Reports on Human Rights Practices)」に、各国の人身取引の現状及び対策についての記述を含めることを定める。

第105条は、大統領が、人身取引監視対処省庁横断タスクフォース (Interagency Task Force to Monitor and Combat Trafficking) を設置することを定める。このタスクフォースは、国務長官、国際開発庁長官、司法長官、労働長官、保健福祉長官、中央情報長官ほかをメンバーとし、(1) 米国及び他の国の人身取引対策を評価する、(2) 第110条に基づき作成される人身取引報告書の準備において国務長官を補佐する、

(3) 人身取引の実態を調査する、(4) 人身取引対策において諸外国と協力する、(5) 政府組織及び非政府組織との協力を行う、(6) TVPA に基づく施行実態を示す統計情報を含む報告書を毎年作成する等を任務とする。

また、国務省に、人身取引監視対処局を設置し、この局の長を、上院の助言と承認を得て、大統領により任命される職とする。タスクフォースの下に、関連省庁の上級職員による政策実施グループを設置し、省庁間の政策を調整し、情報共有を担わせる。この実施グループの長は、人身取引監視対処局の局長である。

第106条は、大統領が、人身取引の被害者の出身国に対して、短期融資プログラムや経済的政策決定への女性参加を促進するプログラムの実施、児童に対する初等中等教育の促進等の支援を行い、また、人身取引の危険性及び被害者が受けることのできる保護についての啓蒙活動を行うことを定める。さらに、大統領は、人身取引の目的地国における需要を抑制するために、それらの目的地国の公衆に対して啓蒙活動を行う番組作成を支援するプログラムを作成し、また、大統領は、特定の目的地に向かう航空機の乗客に対して買春ツアーの違法性等について説明する資料の作成・配付が行われるように保障しなければならない。

第107条は、国務長官及び合衆国国際開発庁長官が、人身取引の被害者の、安全な再定住を支援するためのプログラムを実施し、支援することを定める。また、米国内にいる深刻な態様の人身取引の被害者及び一定の範囲の家族が、18歳未満であるか、又は、連邦、州若しくは地方自治体の法執行機関による人身取引の捜査及び訴追を支援する場合には、保健福祉省の発行する証明書又は有資格証明に基づき、難民と同一の支援を提供する。

また、この保健福祉省による証明書や有資格証明をまだ得るに至っていない被害者について

は、司法長官の提供する補助金により被害者支援サービスが提供される。

被害者に対しては、(1) 犯罪被害者としての身分にふさわしくない施設に収容されないこと、(2) 必要な医療を受けること、(3) 被害者及び家族を、加害者からのさらなる加害から守り、訴訟において人物特定情報が公開されないようにすること等が保証されなければならない。また、被害者は、被害者としての権利について通知され、通訳サービスを保証されなければならない。さらに、法執行機関の捜査及び訴追に必要な期間は、「継続的な滞在 (continued presence)」が認められる。

また、移民国籍法を改正し、人身取引の被害者が、合衆国内にあり、連邦、州又は地方自治体の法執行機関の捜査及び訴追に協力しているか、又は18歳未満であり、退去強制により極度の困難に直面することが予想される場合には、T査証を交付することを定める。被害者の家族についても一定の範囲で同様の査証を交付する。人身取引の加害者に T 査証を交付してはならない。T 査証の発給は、年間5000件に制限される。T 査証を交付された者は、3年間米国に継続して滞在し、一定の条件を満たす場合には、永住権を申請することができる。人身取引の被害者に永住権を入手する可能性が開かれているのは、2003年8月現在では、米国のみである。^{(注15)(注16)}

第108条は、第110条に基づいて諸外国の取組みを評価するための、人身取引の根絶のための最低基準を定める。諸外国は、最低基準を満たすとされるためには、深刻な態様の人身取引を禁止し、処罰すること、一定の人身取引に重罪と同等の処罰を定めること、深刻な態様の人身取引を根絶するために継続的な努力をしていること等が求められる。継続的な努力の判断基準として、さらに次の10項目があげられている。

- (1) 捜査・訴追・有罪の決定・刑の宣告の程度、
- (2) 被害者保護の程度、(3) 深刻な態様の人身

取引についての公衆に対する啓蒙活動の有無、(4) 捜査・訴追における他国との協力の有無、(5) 加害者の引き渡しの範囲、(6) 国内及び国外への人の動きの監視の有無、(7) 人身取引に携わる公務員に対する捜査・訴追・有罪の決定・刑の宣告の程度、(8) 深刻な態様の人身取引の被害者のうち外国人の占める割合、(9) 上記(1)から(8)までの項目の実際についての政府による監視・評価の公開の有無、(10) 先の年度と比較した改善の有無、である。

第109条は、1961年対外援助法に新しい条を加え、大統領が、人身取引行為を処罰する法案の起草、人身取引の加害者の捜査及び訴追、被害者保護のためのプログラムの作成等のために、諸外国を支援することができることを定める。

第110条は、第108条に定める最低基準を満たしておらず、遵守に向けた有意義な取組みも行っていない国を制裁の対象とすることを定める。

国務長官は毎年、諸外国の人身取引の現状及び対策について人身取引報告書を作成し、議会に提出しなければならない。諸外国を、(1) 最低基準を遵守している国(第1層)、(2) 最低基準を遵守していないが、遵守に向けた有意義な取組みが見られる国(第2層)、(3) 最低基準を遵守しておらず、遵守に向けた有意義な取組みも見られない国(第3層)、の三層に分類することを定める。

国務省は、引き続き監視が必要な国について、特別監視リストに掲載し、監視の結果を議会の関係する委員会に報告しなければならない。

2003年度版の人身取引報告書以降は、第3層に分類された国については、(1) 制裁、(2) 既存の制裁の継続、(3) 報告の後に遵守するに至った又は真摯な取組みを行ったことの認定(制裁の対象とはされない)、(4) 米国の国益の観点からの制裁の一部又は全部の免除、のいずれかの措置がとられる。

第111条は、大統領が、人身取引の重大な加害者に対して、国際緊急経済権限法に基づく権限を行使することができることを定める。また、移民国籍法を改正し、人身取引の重大な加害者及びその利益を享受した加害者の家族の入国を許可しないこととする。

第112条は、人を奴隷的労働の状態に置くために拘束する者及びこの法執行を妨害する者(18 U.S.C. § 1581)、人を奴隷として売却又は保持するために誘拐等を行う者(18 U.S.C. § 1583)、非自発的苦役を目的として人を保持する者(18 U.S.C. § 1584)に対する拘禁刑を、それぞれ10年から20年に引き上げる。また、致死等の場合には、「有期又は終身の拘禁刑」とする加重処罰をそれぞれに定める。

さらに、第112条は、合衆国法典第18編に、次の内容の条を新設する。

- 強制労働(18 U.S.C. § 1589)：脅迫により人に強制労働をさせる者は、合衆国法典第18編に基づく罰金若しくは20年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科し、致死等の場合には、処罰を「有期又は終身の拘禁刑」に加重する。
- 奴隷的労働、奴隷状態、非自発的苦役又は強制労働を目的とする人身取引(18 U.S.C. § 1590)：こうした目的で人を募集したり、蔵匿したりする者は、合衆国法典第18編に基づく罰金若しくは20年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科し、致死等の場合には、処罰を「有期又は終身の拘禁刑」に加重する。
- 児童の性的目的の人身取引又は暴行、詐欺若しくは威圧による性的目的の人身取引(18 U.S.C. § 1591)：被害者に対して暴行、詐欺若しくは威圧がなされた場合又は被害者が14歳未満であるときは、合衆国法典第18編に基づく罰金若しくは有期若しくは終身の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。被害者に対して暴行、詐欺若しくは威圧が加えられない場合でも、被害者が14歳以上18歳未満であるときに

は、合衆国法典第18編に基づく罰金若しくは40年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

- 人身取引、奴隸的労働、奴隸状態、非自発的苦役又は強制労働を助長する文書に関する違法行為(18 U.S.C. § 1592)：人身取引等の過程で、加害者が被害者のパスポートその他の身分証明書を取り上げたり、破棄したりする場合には、合衆国法典第18編に基づく罰金若しくは5年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。
- 義務的な損害填補(18 U.S.C. § 1593)：裁判所は、加害者に対して被害者の損失の全額(被害者の役務や労働に起因する収益や超過勤務手当等が含まれる)の填補を命ずる。
- 一般規定(18 U.S.C. § 1594)：上記諸規定(18 U.S.C. §§ 1581, 1583, 1584, 1589, 1590, 1591)の違反について、未遂も既遂と同様に処罰する。また、こうした規定の違反により加害者が得た収益はすべて没収することを定める。また、こうした事件の証人は、合衆国法典第18編第224章(18 U.S.C. §§ 3521-3528)に定める証人保護規定により保護される。
- 民事上の救済(18 U.S.C. § 1595)：上記諸規定(18 U.S.C. §§ 1589, 1590, 1591)の違反による被害者は、加害者に対して民事訴訟を提起し、損害賠償及び弁護士費用を回収できる。
- 2003年のTVPA改正法第5条により、上記で新設された奴隸的労働及び奴隸状態及び人身取引に関する諸規定(18 U.S.C. §§ 1589-1591)が、RICOのラケッティアリング活動^(注18)の定義に含まれた。

第112A条は、人身取引の経済的な原因及び結果や、連邦による人身取引対策の有効性について、国内的及び国際的な調査を行うことを定める。

第113条は、歳出授權を定める。一例として、2004会計年度について見ると、被害者に対する

保護を行う保健福祉省に対して1500万ドル、国務省が、諸外国において人身取引の防止を支援するため、人身取引の保護を支援するため、並びに訴追及び最低基準の遵守を支援するためにそれぞれ1000万ドル、保健福祉長官による証明を受ける前の被害者の保護に関わる司法省に対して1500万ドルの歳出を授權している。

IV TVPA の評価と実施 (ブッシュ政権の取り組み)

TVPAは、犯罪類型のひとつとして人身取引を定義し、加害者の訴追を促進するだけでなく、被害の防止や被害者の保護にも目を配った法律であるといえる。その後、人身取引被害者の収容状態の改善や、被害者の「継続的な滞在」を認めるための規則が定められている(TVPA第107条c項に基づく。2001年8月23日施行^(注19))。また、2002年1月には、人身取引の被害者に特別に与えられるT査証を交付するための施行規則が定められた(TVPA第107条e項に基づく。2002年3月4日施行^(注20))。さらに、2002年2月には、大統領令により、省庁を横断するタスクフォースも設置された(TVPA第105条に基づく^(注21))。2002年12月には、ブッシュ大統領が、人身取引に関する国家安全保障大統領令^(注22)に署名した。これは、連邦の各省庁に、人身取引に対処する政策を支援するために、集団としての取組み、能力及び協力を強化するよう指示するものである。

また、前述のように、TVPA第110条にもとづき、国務省は世界各国の人身取引の現状について、2001年から年次報告書を作成している。TVPAの第110条d項は、2003年以降の人身取引報告書で第3層に分類された国は、米国による制裁の対象となりうることを定めていたが、2003年報告書で第3層に分類された15か国のうち、報告書の公表以降に改善が見られた10か国が除外され、その他米国の国益上免除が望まし

い2か国について一部の制裁が免除された結果、全面的に制裁の対象とされたのは北朝鮮、ミャンマー、キューバの3か国にとどまった。^(注23) 制裁は2003年10月1日に効力を生じている。

(注)

(1) Act of Oct. 28, 2000, Pub. L. No.106-386, Division A, 114 Stat. 1466.

(2) Act of Dec. 19, 2003, Pub. L. No.108-193, 117 Stat. 2875. この間の細かい改正としては、このほか、Pub. L. No.107-228, Pub. L. No.107-115, Pub. L. No.108-7による改正がある。

(3) Francis T. Miko and Grace Park, "Trafficking in Women and Children: The U.S. and International Response", *CRS Report*, RL30545 (Updated March 26, 2004).

(4) H.R.3244, 106th Cong. (2000).

(5) 総論でふれた人身取引に関連する条約のうち、米

国が締結しているものは、以下のとおりである。

- ・ 醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締二關スル國際協定 (加入)

- ・ 1926年奴隷条約 (1929. 3. 21加入)

- ・ 奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約 (1967.12. 6 加入)

- ・ 強制労働の廃止に関する条約 (ILO 第105号) (1991. 9. 25批准)

- ・ 最悪の形態の児童労働条約 (ILO 第182号) (1999.12. 2 批准)

- ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (1977.10. 5 署名、1992. 6. 8 批准)

- ・ 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書 (2000. 7. 5 署名、2002.12.23批准)

- ・ 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書 (2000. 7. 5 署名、2002.12.23批准)

また、署名はしているが、批准はしていない条約

は、以下のとおりである。

- ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (1980. 7. 17署名)

- ・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (1977.10. 5 署名)

- ・ 児童の権利に関する条約 (1995. 2. 16署名)

- ・ 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約に対する人身取引補足議定書 (2000.12.13署名)

署名もしていない条約は、以下のとおりである。

- ・ 醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約

- ・ 婦人及児童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約

- ・ 成年婦女子の売買の禁止に関する国際条約

- ・ 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約

- ・ 強制労働ニ関スル条約 (ILO 第29号)

- ・ すべての移住労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約

(6) Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention Against Transnational Organized Crime, G.A. res. 55/25, annex II, 55 U.N. GAOR Supp. (No. 49) at 60, U.N. Doc. A/45/49 (Vol. I) (2001).

(7) IIの紹介は、主に次の文献に依拠する。Becki Young, "Trafficking of Humans Across United States Borders: How United States Laws Can Be Used to Punish Traffickers and Protect Victims", *Georgetown Immigration Law Journal*, Vol. 13, Fall 1998, pp.73-104.

(8) Amy O'Neill Richard, "International Trafficking in Women to the United States: A Contemporary Manifestation of Slavery and Organized Crime", Apr. 2000, p.33.

(9) Ibid., p.34.

(10) 18 U.S.C. § 2423は、2003年に PROTECT Act (Pub. L. No.108-21) により改正された。その結果、児童買春を行う目的で海外へ旅行する者への拘禁刑

が、最高15年から30年に引き上げられた。また、旅行の主催者を処罰する規定が新設され、主催者は30年以下の拘禁刑に処せられることとなった。中川かおり【「短信：アメリカ」児童を誘拐及び性的搾取から保護するための法律】『外国の立法』第217号, 2003. 8, p.134.

(11) 「ラケッティアリング」とは、犯罪組織等を対象とする RICO に基づき定義されるもので、賭博、贈賄、売春、麻薬取引、悪徳貸付商法などのきわめて広範な犯罪活動が含まれる。

(12) このほか、8 U.S.C. § 1101(a)(15)(S)(ii) に基づいて、国務長官と司法長官が共同で発給する S 査証の上限が、年間50件と定められている。

(13) Richard 前掲注(8), p.41.

(14) Richard 前掲注(8), p.36.

(15) Department of Justice, “Assessment of U.S. Activities to Combat Trafficking in Persons”, 2003. 8, p. 9.

(16) 人身取引の被害者を保護するための査証として、このほかに U 査証がある。これは人身取引を含む列挙されたいずれかの犯罪の被害者であることを条件として交付される査証で、人身取引及び暴力による被害者の保護に関する2000年法第1513条により新設された(8 U.S.C. § 1101(a)(15)(U))。U 査証の発行は、年間1万件に制限されている(8 U.S.C. § 1184(p)(2))。T 査証と同様、U 査証を交付された者は、米国に3年間滞在することを認められ、その間に一定の条件を満たす場合には、さらに永住権を申請することができる(8 U.S.C. § 1255(m))。

(17) この報告書に対する批判は、ヒューマン・ライツ・ウォッチのものが網羅的である。(1) 法律や政府の啓蒙運動をたたえているが、その実際の施行状況については調べていないこと、(2) 報告書が統計情報を一貫性を持って用いていないこと、(3) 移民政策の評価を行っていないこと、(4) 人身取引対策法を持っていない国であっても評価されている国がある

こと、(5) 年度による層間の移動の基準について説明がないこと等があげられている。Human Rights Watch, “Letter to Colin Powell on the Trafficking in Persons Report 2003”, Jun 27, 2003. <<http://www.hrw.org/press/2003/06/us0627031tr.htm>> この批判の一部は、2003年末の TVPA の改正に反映された。

(18) 18 U.S.C. § 1961(1)(A).

(19) “Protection and Assistance for Victims of Trafficking”, (66 Fed. Reg. 38514 (Jul. 24, 2001)).

(20) “New Classification for Victims of Severe Forms of Trafficking in Persons; Eligibility for “T” Nonimmigrant Status” (67 Fed. Reg. 4784 (Jan. 31, 2002)). T 査証については、次の規則により補足された。“Documentation of Nonimmigrants Under the Immigration and Nationality Act, as Amended-Victims of Severe Forms of Trafficking in Persons” (68 Fed. Reg. 37963 (Jun. 26, 2003)). “Aliens and Nationality; Homeland Security; Reorganization of Regulations” (68 Fed. Reg. 9824 (Feb. 28, 2003)).

(21) “President’s Interagency Task Force to Monitor and Combat Trafficking in Persons”, Executive Order 13257 (67 Fed. Reg. 7259 (Feb. 19, 2002)).

(22) Trafficking in Persons National Security Presidential Directive. 本体は非公開であるが、概要はホワイトハウスのホームページから入手可能である。<<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/02/print/20030225.html>>

(23) “Presidential Determination with Respect to Foreign Governments’ Efforts Regarding Trafficking in Persons” (68 Fed. Reg. 53871 (Sep. 15, 2003)).

(なかかわ かおり・海外立法情報課)

2000年以降に整備された主要な人身取引対策関連規定

(2003年12月19日現在)

以下では、主に、2000年人身取引被害者保護法 (Trafficking Victims Protection Act of 2000 (TVPA), Oct. 28, 2000, Pub. L. No.106-386, Division A, 114 Stat. 1466.) により改正され、又は新設された条項を訳出した。

ただし、新設されたUビザに関する移民国籍法第101条 a 項(1)(15)(U)、第214条 P 項及び第245条 m 項は、人身取引及び暴力による被害者の保護に関する2000年法 (Act of Oct. 28, 2000, Pub. L. No. 106-386, 114 Stat. 1464.) 第1513条により新設されたものである。また、買春ツアーについての合衆国法典第18編第2423条は、児童を誘拐及び性的搾取から保護するための法律 (Act of Apr. 30, 2003, Pub. L. No.108-21, 117 Stat. 650.) 第105条により大幅な改正を受けたものである。

(1) 人身取引及び暴力による被害者の保護に関する2000年法

A節 2000年人身取引被害者保護法 (全訳)

第101条－第113条

(2) 移民国籍法 (抄)

第101条(a)(15)(T)

第101条(a)(15)(U)

第101条(i)

第212条(a)(2)(H)

第212条(d)(13)

第214条(o)

第214条(p)

第245条(1)

第245条(m)

(3) 合衆国法典第18編犯罪及び刑事手続 (抄)

第1581条、第1583条、第1584条、第1589条－第1595条

第2423条

(4) 1961年対外援助法 (抄)

第116条(f)

第134条

第502 B 条(h)

(1) 人身取引及び暴力による被害者の保護に関する2000年法

A節 2000年人身取引被害者保護法 (全訳)

Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000
Division A-Trafficking Victims Protection Act of 2000

中川 かおり

第101条 略称

この節は、「2000年人身取引被害者保護法」として引用することができる。

^(注1) 第102条 目的及び事実認識

(a) 目的

この節の目的は、被害者が圧倒的に女性及び児童である現代の奴隷制の表徴といえる人身取引と戦い、人身取引の加害者に対する公正で効果的な処罰を保障し、及びその被害者を保護することである。

(b) 事実認識

議会は次の事実を認識する。

- (1) 21世紀の初めにあつて、不名誉な奴隷制度は全世界で存続している。人身取引は現代版の奴隷制度であり、今日の奴隷制の最大の表徴である。主に女性と児童からなる、毎年最低70万人の人々が、国内で又は国境を越えて取引されている。合衆国へは、毎年約5万人の女性及び児童が取り引きされて流入している。
- (2) この人々の多くは、しばしば暴行、詐欺又は威圧により、取り引きされて国際的性貿易へと流入する。性産業は過去数十年間で急速に拡大した。そこには、売春、ポルノグラフィ、買春ツアー及び他の商業的な性的役務をはじめとする、主に女性及び児童に対する性的搾取が含まれる。世界各地における女性の社会的地位の低さが人身取引産業の増大に寄与している。
- (3) 人身取引は性産業には限定されない。こ

の増大する国境を越えた犯罪は、強制労働を含み、世界共通の労働、公衆衛生及び人権に関する基準の重大な違反を伴う。

- (4) 人身取引の加害者は主に女性及び女兒をターゲットとするが、彼らは出身国における貧困、教育を受ける機会の欠如、慢性的な失業、差別及び経済的機会の欠如により著しい影響を受けている。人身取引の加害者は、子守り、女中、ダンサー、工場労働者、飲食店労働者、店員又はモデルとしての、比較的よい給与での比較的よい労働条件を口約束し、みずからのネットワークに女性及び女兒を誘い込む。人身取引の加害者はまた、貧困家庭から児童を購入し、売春又はさまざまな種類の強制労働若しくは債務拘束労働のために売却する。
- (5) 人身取引の加害者は、しばしば、被害者を、その出身地から、家族及び友人、宗教団体並びに他の保護及び支援の源から離れた外国を含む不慣れな目的地へと輸送し、被害者は無防備で搾取され易い状態におかれることとなる。
- (6) 被害者は、しばしば、性行為又は奴隷類似の労働の遂行を身体的な暴力により強制される。この強制には、強姦並びに他の形態の性的虐待、拷問、飢餓、監禁、脅迫、心理的虐待及び威圧が含まれる。
- (7) 人身取引の加害者は、しばしば、被害者が逃亡し、又は逃亡を企てれば、身体的傷害が本人又は他者に加えられうることを被害者に示す。こうしたみせしめは、傷害を

負わせるとの直接の脅迫と同様の威圧的効果を被害者に及ぼす。

- (8) 人身取引は、ますます、組織され、洗練された犯罪組織により行われるようになってきている。人身取引は、世界中の組織犯罪団体にとって、最も急速に増大する利益の源となっている。人身取引産業からの利益は、合衆国及び世界における組織犯罪の拡大に寄与する。人身取引は、出身国、通過国及び目的地国における公務員の汚職によりしばしば支援されており、法の支配を脅かしている。
- (9) 人身取引は、詐欺、暴行又は威圧による他者の性行為への非自発的従事を含む場合には、強姦罪のすべての要素を含む。
- (10) 人身取引は、労働関連法及び移民関連法並びに誘拐、奴隷状態、違法監禁、脅迫、暴行、売春の仲介、詐欺及び恐喝に対する法律を含む他の法律の違反を伴う。
- (11) 人身取引は被害者を深刻な健康上の危険にさらす。性産業へと取り引きされた女性及び児童は、HIV 及びエイズを含む致命的な病気にさらされる。人身取引の被害者はしばしば働きすぎ又は身体への残虐行為により死に至る。
- (12) 人身取引は、州際通商及び外国通商に重大な影響を与える。非自発的苦役、奴隷的労働及び他の形態の強制労働の目的のための人身取引は、全米の雇用ネットワーク及び労働市場に影響を与える。奴隷状態、苦役及び威圧的行為により入手され、又は維持される奴隷同然の労働又は役務の中で、被害者は一連の違反にさらされている。
- (13) 非自発的苦役に関する規定は、人が暴力によらない威圧により苦役の状態に保持される事件に対しても適用されることを目的としている。合衆国対コズミンスキ事件(487 U.S. 931 (1988))において、最高裁判

所は、議会による非自発的苦役の定義が欠如していることを理由として、合衆国法典第18編第1584条が、狭義に解釈されるべきであると判断した。結果として、この条は、物理的な又は法的な威圧の利用又は利用の脅迫によりもたらされる苦役のみを有罪とし、同じ目的及び効果を有しうるその他の行為を排除すると解釈された。

- (14) 合衆国及び他の国における既存の法律及び法執行は、関係する犯罪の重大さを反映しそこなっており、人身取引を抑止し、人身取引の加害者を処罰するには不相当である。合衆国には人身取引のたくらみに関係する一連の犯罪を処罰する包括的な法律は存在しない。むしろ、性産業における人身取引の最も非人間的な事件でさえも、より違法性の少ない犯罪にも適用される規定のもとでしばしば処罰されるため、加害者は通常は相応の処罰を免れている。
- (15) 合衆国においては、犯罪及びその要素の重大性は現在の量刑ガイドラインに反映されておらず、結果として有罪判決を受けた人身取引の加害者に対しては軽い罰則が科される結果となっている。
- (16) いくつかの国においては、人身取引の加害者に対する執行は、公務員の無関心、汚職及びしばしば公務員の人身取引への関与によっても妨害されている。
- (17) 既存の法律はしばしば人身取引の被害者を保護し損なっており、被害者は目的地国においては往々にして不法移民であるために、加害者よりも厳しく繰り返し処罰を受けている。
- (18) 加えて、人身取引の被害者を出身国に安全に再統合するための医療、住宅、教育及び法的支援といった、被害者のニーズを満たす適切なサービス及び施設は存在しない。

- (19) 深刻な態様の人身取引の被害者は、偽造文書の利用、文書なしの入国又は文書なしの労働といった、人身取引の対象とされた直接の結果として行われた違法な行為のみに基づいて不当に拘禁され、罰金を科され、その他の処罰をされてはならない。
- (20) 人身取引の被害者は、取り引きされて入国した国の法律、文化及び言語に往々にして疎いため、身体的拘束及び債務拘束を含む威圧及び脅迫にしばしば服するため、並びに彼らが報復をおそれ、及び報復その他の困難に直面することが予測される国への強制退去をおそれるため、被害者は彼らに対して犯された犯罪を報告すること又はその犯罪の捜査及び訴追を支援することを困難又は不可能であると感じる。
- (21) 人身取引は、出身国、通過国又は目的地国による、及び国際機関による、共同の精力的な活動が必要な害悪である。
- (22) 合衆国の建国文書の一つである独立宣言は、すべての人々に内在する尊厳と価値を認識している。それは、すべての人は平等に創られ、一定の奪われることのない権利を創造主により与えられていることを述べている。奴隷状態及び非自発的苦役に服しない権利は、この奪われることのない権利のうちの一つである。この事実を認識し、合衆国は1865年に奴隷状態及び非自発的苦役を廃止されるべき有害な制度として違法とした。性的奴隷並びに女性及び児童の人身取引に関する現在の慣行は、合衆国がその建国の基礎とする原則からみて同様におぞましいものである。
- (23) 合衆国及び国際社会は、人身取引が重大な人権侵害に関わり、緊急の国際的関心事であることに合意している。国際社会は、次に掲げる宣言、条約並びに国連の決議及び報告書をとおして、奴隷状態及び非自発

的苦役、女性に対する暴力並びに人身取引のその他の要素を繰り返し非難してきた。その中には、世界人権宣言、奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約、1948年米州人間権利義務宣言、1957年の強制労働の廃止に関する条約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、拷問及び他の残酷な、非人間的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罪に関する条約、国連総会決議50/167、51/66及び52/98、児童の性的搾取に関する世界会議(ストックホルム、1996年)の最終報告書、第4回世界女性会議(北京、1995年)並びに欧州安保協力機構の1991年モスクワ文書が含まれる。

- (24) 人身取引は、国内問題の側面も有する国境を越える犯罪である。国際的人身取引を抑止し、加害者を裁くためには、合衆国を含む諸国家が人身取引を重大な犯罪として認識することが必要である。これは、適切な処罰を定めること、人身取引犯罪の訴追を優先すること及びその犯罪の被害者を処罰するのではなく保護することで達成される。合衆国は、国際人身取引のルートにより相互に結び付けられた国家間の協力を促進する段階を踏むことで、人身取引産業を廃止するために二国間及び多国間で協働しなければならない。合衆国は、熱心ではない国に、人身取引を根絶し、人身取引の被害者を保護する真剣で継続的な取組みを行わせるために、国際社会が多国間討論の場において強力な姿勢をとるよう促していかなければならない。

(註2)
第103条 定義

この節における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 関係する議会の委員会

「関係する議会の委員会 (appropriate congressional committees)」とは、上院の外交委員会及び司法委員会並びに下院の国際関係委員会及び司法委員会をいう。

(2) 威圧

「威圧(coercion)」とは、次のいずれかを意味する。

(A) 人に対する深刻な傷害又は身体的拘束の脅迫

(B) 人がある行為を行わないことにより、何人かが深刻な傷害又は身体的拘束を受けるとその人に信じさせることを意図する計画、プラン又は企画

(C) 法的手続の濫用又は濫用の脅迫

(3) 商業的性行為

「商業的性行為 (commercial sex act)」とは、その対価として人に何らかの価値が提供され、又は受領される性行為をいう。

(4) 債務奴隷状態

「債務奴隷状態 (debt bondage)」とは、役務の価値が合理的に見積もって債務の精算にあてられていない場合又は役務の期間及び性質がそれぞれに限定されておらず、かつ制限されていない場合の、債務の担保としての債務者の役務の約束又は債務者の監督下にある人の役務の約束から生ずる債務者の状態又は状況をいう。

(5) 非自発的苦役

「非自発的苦役 (involuntary servitude)」とは、次のいずれかを利用して誘導される苦役の状況を含む。

(A) 人がその状況に入らない又は継続しないことにより、その人又は別の人が深刻な傷害又は身体的拘束を受けるとその人に信じさせることを意図する計画、プラン又は企画

(B) 法的手続きの濫用又は濫用の脅迫

(6) 人身取引の根絶のための最低基準

「人身取引の根絶のための最低基準 (minimum standards for the elimination of trafficking)」とは、第108条に定められる基準をいう。

(7) 人道目的でなく、貿易関連でない対外援助

「人道目的でなく、貿易関連でない対外援助 (nonhumanitarian, nontrade-related foreign assistance)」とは、次のものをいう。

(A) 次のものを除く1961年対外援助法に基づく援助

(i) 同法第I部第1章 [政策綱領；開発援助の授権] に基づく援助を受ける資格のあるプログラム、プロジェクト又は活動のために入手できるようにされる非政府組織のプログラムを支援する同法第II部第4章 [経済支援資金] に基づく援助

(ii) 同法第I部第8章 [国際麻薬規制] に基づく援助

(iii) 同法第I部に基づく又は同法第II部第4章 [経済支援資金] 若しくは5章 [国際的な軍隊の教育訓練] に基づくその他の麻薬関連の援助。ただし、この規定に基づき提供される援助は、同法第634A条 [プログラム変更の通知] に従う再計画に適用される予備通知手続に服さなければならない。

(iv) 同法第I部第9章 [国際的な災害援助] に基づく援助を含む災害救援

(v) 同法第II部第8章 [テロ対策支援] に基づく対テロ支援

(vi) 難民への援助

(vii) 同法第1章及び第10章に基づく非政府組織のプログラムを支えるための人道的その他の開発援助

(viii) 対外民間投資公社に関する、同法第I部第2章第IV [対外民間投資公社] に基づくプログラム

(ix) 貿易関連又は人道目的の援助を含むそ

の他のプログラム

- (B) 1961年対外援助法第634A条〔プログラム変更の通知〕に従って再計画に適用される予備通知手続に従った通知に服して麻薬関連の目的のために行われる販売又は資金供与を除く、武器輸出管理法に基づく販売又はあらゆる条件による資金供与
- (8) 深刻な態様の人身取引
 「深刻な態様の人身取引 (severe forms of trafficking in persons)」とは、次のいずれかをいう。
 (A) 商業的性行為が暴行、詐欺若しくは威圧により誘導される場合又はその行為を行うよう誘導された人が18歳未満である場合の性的目的の人身取引^(注3)
 (B) 非自発的苦役、奴隷的労働、債務奴隷状態又は奴隷状態に服させる目的で暴行、詐欺又は威圧により、労働又は役務のために、人を募集し、蔵匿し、輸送し、提供し、又は収受すること。
- (9) 性的目的の人身取引
 「性的目的の人身取引 (sex trafficking)」とは、商業的性行為の目的のために人を募集し、蔵匿し、輸送し、提供し、又は収受することをいう。
- (10) 州
 「州 (state)」とは、合衆国の各州、コロンビア特別区、プエルトリコ準州、合衆国バージン諸島、グアム、アメリカ領サモア、北マリアナ諸島準州並びに合衆国の領域及び占有地をいう。
- (11) タスクフォース
 「タスクフォース (Task Force)」とは、第105条に基づき設置される人身取引監視対処省庁横断タスクフォースをいう。
- (12) 合衆国
 「合衆国 (United States)」とは、合衆国の50の州、コロンビア特別区、プエルトリコ

準州、バージン諸島、アメリカ領サモア、グアム、北マリアナ諸島準州並びに合衆国の領域及び占有地をいう。

- (13) 深刻な態様の人身取引の被害者
 「深刻な態様の人身取引の被害者 (victim of severe form of trafficking)」とは、第8項に定められた行為又は実践の対象となる人をいう。
- (14) 人身取引の被害者
 「人身取引の被害者 (victim of trafficking)」とは、第8項又は第9項に定められた行為又は実践の対象となる人をいう。

第104条 人権状況についての国別年次報告書

- (a) 経済援助を受領する国
 [訳注：1961年対外援助法第116条f項の追加。ここでは省略。後掲、1961年対外援助法第116条参照]
- (b) 安全保障上の援助を受領する国
 [訳注：1961年対外援助法第502B条h項の追加。ここでは省略。後、1961年対外援助法第502B条参照]

^(注4) 第105条 人身取引監視対処省庁横断タスクフォース

- (a) 設置
 大統領は、人身取引監視対処省庁横断タスクフォースを設置する。
- (b) 任命
 大統領はタスクフォースの構成員を任命しなければならない。タスクフォースには、国務長官、国際開発庁長官、司法長官、労働長官、保健福祉長官、中央情報長官その他大統領に指名される職員を含まなければならない。
- (c) 議長
 国務長官をタスクフォースの議長とする。
- (d) タスクフォースの活動

タスクフォースは、次の活動を遂行する。

- (1) この節の実施を調整する。
- (2) 人身取引の防止、保護及び人身取引の被害者への支援並びに人身取引の加害者（人身取引を助長する公務員の汚職の役割を含む。）に対する訴追及び執行の領域において、合衆国その他の国の進展の度合を測り、評価する。タスクフォースは、第110条に定める報告書の準備において国務長官を支援する第一位の責任を負う。
- (3) 国内的及び国際的な人身取引についての重要な研究及び資源の情報を含むデータを収集し、組織化する省庁横断的手続を拡大する。この項に基づいて定めるデータ収集手続は、人身取引の被害者の秘密に留意しなければならない。
- (4) 出身国、通過国及び目的地国間の協力を促進する取組みを行う。この取組みは、人身取引を防止し、人身取引の加害者を訴追し、及び人身取引の被害者を支援する地域及び地方の能力を強化することを目的としなければならない。並びに、目的地国と出身国間の共同の取組みを強化し、国籍を持たない人身取引の被害者の適切な再統合を支援するイニシアチブを含まなければならない。
- (5) 全世界での人身取引における、並びに、女性及び児童の性的搾取における、国際的「買春ツアー」産業の役割を調査すること。
- (6) この節の目的を推進するために、政府組織及び特に非政府組織と協議し、及び支持する。
- (7) 司法長官は、2004年5月1日までに、及びそれ以降は毎年、下院の歳入委員会、国際関係委員会及び司法委員会並びに上院の金融委員会、対外関係委員会および司法委員会に対して、この節の規定又はこの節により行われた改正を実施する連邦機関につ

いて、少なくとも次の情報を含む報告書を提出しなければならない。

- (A) 先の会計年度に、保健福祉長官、労働長官、法律扶助機構理事会及び他の適当な連邦機関により資金を提供され、又は運営されるプログラム又は活動に関連して第107条 b 項に基づく利益又は他のサービスを受領した者の数
 - (B) 先の会計年度に、第107条 c 項(3)に基づいて合衆国における継続的な滞在を許可された者の数
 - (C) 先の会計年度に、移民国籍法 (Immigration and Nationality Act) 第101条 a 項(15)(T)(i)(8 U.S.C. § 1101(a)(15)(T)(i))に基づく査証又は他の交付されうる身分を申請し、許可され、又は拒否された者の数
 - (D) 先の会計年度に、合衆国法典第18編第1581条、第1583条、第1584条、第1589条、第1590条、第1591条、第1592条又は第1594条の一又は複数の条に基づき起訴され、又は有罪の決定を受けた者の数及びそれぞれの者に対する刑の宣告
 - (E) 先の会計年度に、この法律の第106条及び第107条又は1961年対外援助法第134条の目的を達するために連邦機関により支給されたそれぞれの補助金の額、受給者及び目的
 - (F) 先の会計年度に、第107条 c 項(4)に従って行われた訓練の内容
 - (G) この節の第105条 f 項に基づく責任を遂行する政策実施上級グループにより行われた活動
- (e) タスクフォースへの支援
- 国務長官は、国務省内に、タスクフォースを支援する人身取引監視対処局 (Office to Monitor and Combat Trafficking) を設置する権限を授けられる。局の長は、局長とし、

上院の助言と承認により、及びそれを伴って、大統領により無任所大使の地位に任命される。局長は、この節の目的を達するために国務長官を支援する第一位の責任を負い、長官により決定されるその他の責任を負う。局長は、非政府組織及び多国間組織並びに人身取引の被害者その他の関係者と協議しなければならない。局長は、公聴会その他の方法で証拠を収集する権限を有する。タスクフォースに代表者を出す省庁は、局に対して、報酬なしに職員を提供することを授権される。

(f) 政策実施上級グループ (Senior Policy Operating Group)

(1) 設置

行政府に、政策実施上級グループを設置する。

(2) 構成員；関連する事項

(A) 一般規定

実施グループは、(2002年2月13日の大統領令第13257号により)タスクフォースに任命された構成員の代理として指名される上級職員で構成される。

(B) 長

実施グループの長は、国務省人身取引監視対処局の局長とする。

(C) 会合

実施グループは、長の招集により、定期的に会合を開く。

(3) 職務

実施グループは、国際的な人身取引に関わる(補助金及び補助金政策を含む)政策並びにこの節の実施について、連邦の省庁の活動を調整する。

(4) 情報の入手可能性

実施グループに代表者を出すそれぞれの連邦の省庁は、国際的な人身取引に関わる補助金、補助金政策及び他の重要な活動並びにこの節の実施に関するすべての事項の

ためのその省庁の政策について、省庁の最終決定がなされる事前及び事後に、実施グループとすべての情報を共有しなければならない。

(5) 規則

2003年人身取引被害者保護再授権法 (Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2003) の制定の日以後90日以内に、大統領は、(4)を実施する規則を含むこの条を実施する規則を公布しなければならない。

^(注5)
第106条 人身取引の防止

(a) 人身取引を防止し、抑止するための経済手段

大統領は、人身取引を抑止する方法として人身取引の潜在的な被害者に対する経済的機会を向上させる国際的なイニシアチブを作成し、遂行しなければならない。このイニシアチブには以下のものを含むことができる。

- (1) 小額短期融資プログラム、事業展開の指導、技能訓練及び就職相談
- (2) 経済的政策決定への女性参加を促進するプログラム
- (3) 児童、特に女兒に、初等中等教育を受けさせるプログラム及び過去に人身取引の被害者であった者を教育するプログラム
- (4) 人身取引の危険性に関する教育カリキュラムの開発
- (5) その国における女性の政治的、経済的、社会的及び教育的な役割及び能力を増進し、向上させるための非政府機関に対する補助金

(b) 公衆の認識と情報

大統領は、労働長官、保健福祉長官、司法長官及び国務長官を通じて、公衆、とりわけ人身取引の潜在的被害者に対して、人身取引の危険性及び人身取引の被害者が受けること

のできる保護に関する認識を高めるプログラムを設立し、実行しなければならない。

(c) 国境での阻止

大統領は、合衆国外の国境での阻止のためのプログラムを設立し、遂行する。このプログラムには、主な国境通路において一時的なシェルターを提供する外国の非政府組織並びに深刻な態様の人身取引の加害者及び被害者を特定すること及び被害者への適切な対処方法を、国境の警備員及び職員及び他の地方法執行職員に教育し、及び訓練するべく、過去に被害者であった者の訓練を支援する外国の非政府組織に補助金を支給することが含まれる。このプログラムには、適切な範囲で、過去に人身取引の被害者であった者による国境での阻止プログラムの実施の監視（被害者の国境を越えた移動を阻止するための被害者の特定についての支援を含む。）も含まれる。大統領は、この項に基づいて設立されたすべてのプログラムにおいて、解放された人身取引の被害者が希望する場合にはその者に対して従前の居住地に戻る機会が与えられるよう保障しなければならない。

(d) 国際的メディア

大統領は、メディアを通じて人々に情報を伝える最良の方法を決定するためにさまざまな国のメディアで働く人々の間の連携を育むことを含め、外国の被害者となりやすい人々に人身取引の危険性を伝えるため、及び、人身取引に関連する奴隷類似の慣行及び他の人権侵害についての目的地国の公衆の認識を高めるために、ドキュメンタリーを含むテレビ及びラジオの番組作成を支援するプログラムを設立し、遂行する。

(e) 国際買春ツアーへの対処

(1) 資料の作成及び配布

大統領は、定められる規則に従い、（合衆国法典第18編第2423条 b 項から f 項までの

規定に定められる）買春ツアーが違法であること、訴追されること及び関係する者に脅威を与えることを旅行者に警告するための資料が作成され、配布されることを保障しなければならない。資料は、大統領が買春ツアーが深刻であると決定する外国の目的地に向けて旅行する個人に対して配布される。

(2) 遵守状況の監視

大統領は、(1)の要件の遵守状況を監視する。

(3) 実現可能性に関する報告書

2003年人身取引被害者保護再授權法の制定の日の後180日以内に、大統領は、下院の国際関係委員会及び上院の外交委員会に対して、外国の目的地に向けて旅行する個人に対して官民協力により配布される合衆国政府の資料の実現可能性について説明する報告書を提出しなければならない。

(f) 協議の要求

大統領は、a 項から e 項までの規定に定めるイニシアチブ及びプログラムの設立と実施について、適切な非政府組織と協議しなければならない。

(g) 特定の補助金、契約及び協力協定の終了

(1) 終了

(2)に定める資金から全部又は一部が私的団体に支給される、連邦の省庁が支給し、又は締結する補助金、契約又は協力協定は、受給者若しくは再受給者又は請負人若しくは再請負人が、次のいずれかに該当する場合には、違約金なしに補助金、契約又は協力協定を終了する権限を与えるという条項を含むことを大統領は確保しなければならない。

(i) 補助金、契約又は協力協定が有効である期間に、深刻な態様の人身取引に従事し、若しくは商業的性行為を斡旋する場

合

(ii) 補助金、契約若しくは協力協定の遂行において強制労働を利用する場合

(2) 定められた支援

(1)にいう資金は、(国際問題に関する)主要機能予算分類150に基づいて資金を提供される外国のプログラム、プロジェクト又は活動を遂行するために入手できる資金である。

^(注6)
第107条 人身取引の被害者に対する保護及び支援

(a) 外国にいる被害者への支援

(1) 一般規定

国務長官及び合衆国国際開発庁長官は、適切な非政府組織との協議のうえで、人身取引の被害者の状態に応じて、安全な統合、再統合又は再定住を支援するために、外国においてプログラム及びイニシアチブを設立し、遂行しなければならない。このプログラム及びイニシアチブは、タスクフォースの特定したところに従って、被害者及びその子の適切な支援の需要を満たすように設計されなければならない。加えて、このプログラム及びイニシアチブは、実行可能な限りで、次のものを含む。

(A) 地方の国内非政府組織が運営するホットライン、文化的及び言語的に適切な保護シェルター並びに人身取引に関する地域的及び国際的な非政府組織のネットワーク及びデータベースに対する支援。大都市以外にも移動でき、拡大するサービスセンター及びサービスシステムを設立する非政府組織を支えるための支援を含む。

(B) 人身取引の対象とされた個人、特に収容された個人へ法的、社会的及び他のサービス及び援助を提供するための非政

府の組織及び支援者への支援であって、関係する外国の政府機関と外国の非政府組織の間の協力を促進するために、外国の政府機関と外国の非政府組織の間の連絡を促進することによるもの

(C) 人身取引の対象とされた女性及び児童に対する教育及び訓練

(D) 人身取引の対象とされた個人の希望、尊厳及び安全性を完全に尊重した上で、人身取引の対象とされた個人を適切なコミュニティ又は家族に安全に統合又は再統合すること

(E) 人身取引の対象とされた家族構成員の居所の特定、帰還及び治療における被害者の家族、この家族構成員の自発的な帰還、又は適切なコミュニティへの統合若しくは再定住の支援における被害者の家族、並びに、家族構成員への治療の提供における被害者の家族を支援するプログラムの改善又は拡大

(2) 追加的要求

(1)に定めるプログラム及びイニシアチブを設立し、遂行するにあたり、国務長官及び合衆国国際開発庁長官は、国籍のない被害者を含めた人身取引の被害者の状態に応じて、統合、再統合又は再定住を支援するために、人身取引の被害者の出身国を含めた他国間の共同の取組みを強化するために適切なすべての措置をとらなければならない。

(b) 合衆国にいる被害者

(1) 支援

(A) 利益及びサービスを受ける資格

1996年個人責任・労働機会調整法(Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996)第4編の定めに関わらず、深刻な態様の人身取引の被害者である外国人又は第101

条 a 項(15)(T)(ii)に基づき非移民に分類される外国人は、移民国籍法第207条に基づき難民として合衆国に入国を許可された外国人と同一の範囲で、(B)に定める職員又は機関により資金を提供され、又は管理される、連邦又は州のプログラム又は活動による利益及びサービスを受ける資格がある。

(B) 利益及びサービスの拡大要求

(C)に基づき、及び権利性のないプログラムの場合には歳出の入手可能性に基づき、保健福祉長官、労働長官、法律扶助機構理事会 (Board of Directors of the Legal Services Corporation) 及び他の連邦機関の長は、合衆国にいる深刻な態様の人身取引の被害者及び第101条 a 項(15)(T)(ii)に基づき非移民に分類される外国人に対して、被害者の移民としての身分に関わらず、利益及びサービスを拡大しなければならない。保健福祉長官が資金を提供する権利性のないプログラムの場合には、利益及びサービスは、証明を得るにあたり潜在的な人身取引の被害者を支援し、深刻な態様の人身取引の被害者又は人身取引の潜在的な被害者に依存する未成年の子を支援するサービスを含むことができる。

(C) 深刻な態様の人身取引の被害者の定義

(1)の目的のために、「深刻な態様の人身取引の被害者」とは、次のいずれをも満たす者のみをいう。

(i) この法律の制定の日に有効な第103条第 8 項に定める行為又は実践 (act or practice) に服してきた者

(i)(I) 18歳未満の者、又は

(II) (E)に基づく証明の対象となる者

(D) [削除]

(E) 証明

(i) 一般規定

(ii)に従いつつ、(C)に言及された証明は、司法長官との協議を経た保健福祉長官による、(C)(ii)(II)に言及される人が、次のいずれも満たす証明とする。

(I) 深刻な態様の人身取引の捜査及び訴追を、あらゆる合理的な方法で進んで支援すること。

(II)(aa) e 項により追加された移民国籍法第101条 a 項(15)(T)により誠実に査証の申請をし、拒絶されていない者、又は

(bb) 人身取引の加害者の訴追の目的を達成するために、司法長官が合衆国における継続的な滞在を認める者

(ii) 有効期間

(C)に言及される証明は、(i)(II)(bb)に定める者に関しては、人身取引の加害者の訴追の目的を達成するためにその者の継続的な滞在が必要であると司法長官が判断する期間においてのみ有効とする。

(iii) 捜査及び訴追の定義

(E)に基づく証明の目的上、「捜査及び訴追」は次のものを含む。

(I) 深刻な態様の人身取引を行った人又は集団の特定

(II) その者の居所特定及び逮捕

(III) その者に対する訴訟における証言

(iv) 捜査への支援

(i)(I)に定める捜査又は訴追への支援に関して(E)に定める証明を行うにあたり、保健福祉長官は、深刻な態様の人身取引が含まれていると思われる誘拐、強姦、奴隷状態又は他の強制労働の犯罪といった州及び地方の犯罪の捜査及び訴追に関して、(C)(ii)(II)において

言及された者があらゆる合理的な方法で積極的に支援してきたという州及び地方の法執行職員の陳述書を考慮に入れなければならない。

(2) 補助金

(A) 一般規定

歳出の入手可能性を条件として、司法長官は、州、インディアン部族、地方政府の部局及び非営利、非政府の被害者サービス組織に対して、人身取引の被害者に対する被害者サービスプログラムを発展させ、拡大し、又は強化するために、補助金を支給することができる。

(B) 補助金の割当て

(2)に基づく補助金として入手できる額については、次のものを取り分けておかなければならない。

- (i) 調査、評価及び統計のために3%
- (ii) 訓練及び技術的支援のために2%
- (iii) 管理及び運営のために1%

(C) 連邦割当ての制限

(2)の下で支給される補助金の連邦政府への割当ては、提出された申請に記載されたプロジェクトの総額の75%をこえてはならない。

(c) 人身取引の被害者の規制

この法律の制定の日の後180日以内に、司法長官及び国務長官は、法執行職員、移民担当職員及び国務省職員が次の業務を遂行するための規則を公布しなければならない。

(1) 監督下にある期間の保護

深刻な態様の人身取引の被害者は、連邦政府の監督下にある期間には可能な限りで、次の状態になければならない。

- (A) 犯罪被害者としての身分にふさわしくない施設に収容されないこと。
- (B) 必要な医療及び他の支援を受けること。

(C) 被害者の安全が保障されないとき又は人身取引の加害者により被害者が再捕捉されることでさらに被害を受けるおそれがあるときには、次のいずれをも含む保護を提供されること。

- (i) 人身取引の対象とされた者及びその家族を、人身取引の加害者及びその仲間からの脅迫、報復の脅し及び報復自体から保護するために措置を講ずること。
- (ii) 人身取引の対象とされた者及びその家族の氏名及び人物特定情報が公衆に開示されないことを保障すること。

(2) 情報へのアクセス

深刻な態様の人身取引の被害者は、自らの権利及び通訳サービスについての情報へのアクセスを有しなければならない。

(3) 合衆国における継続的な滞在を許可する権限

連邦法執行職員は、評価により、外国人が深刻な態様の人身取引の被害者であり、かつ、人身取引の潜在的な目撃者であると判定された場合には、その責めを負うべき者の訴追を達成するために、その外国人の合衆国における継続的な滞在を許可することができる。この職員は、人身取引の加害者を捜査し、訴追するにあたり、人身取引の被害者の安全を確保しなければならない。(人身取引の対象とされた者及びその家族を、人身取引の加害者及びその仲間からの脅迫、報復の脅し及び報復自体から保護するために措置を講ずることを含む。)

(4) 政府職員の訓練

国務省及び司法省の該当職員は、深刻な態様の人身取引の被害者を特定すること及びその被害者に対する保護を提供することについて訓練を受けなければならない。

(d) 解釈規定

c 項は、合衆国又はその職員若しくは被用者に対する民事上の訴訟原因を創出するものとして解釈されてはならない。

(e) 特定の犯罪被害者のための強制退去からの保護

(1) 一般規定

[訳注：移民国籍法第101条 a 項(15)の改正。ここでは省略。後掲移民国籍法第101条 a 項(15)(T)参照。]

(2) 非移民の身分の要件

[訳注：移民国籍法第214条の改正。ここでは省略。後掲移民国籍法第214条 o 項参照。]

(3) 入国不許可の理由の免除

[訳注：移民国籍法第212条 d 項の改正。ここでは省略。後掲移民国籍法第212条 d 項(13)参照。]

(4) T 査証非移民に関する司法長官の責務

[訳注：移民国籍法第101条の改正。ここでは省略。後掲移民国籍法第101条 i 項参照。]

(5) 法律解釈

この条又はこの条によりなされた改正は、e 項により加えられた移民国籍法第101条 a 項(15)(T)(i)に基づく非移民として入国を許可された外国人に対して、外国人が合衆国に入国を許可された後の行為に基づいて、又は第101条 a 項(15)(T)(i)に基づく非移民としての外国人の入国許可に先立ち司法長官に開示されていない行為若しくは要件に基づいて、同法第240条(8 U.S.C. § 1229 a)に基づく強制退去手続を司法長官が行うことを禁ずるものとして解釈されてはならない。

(f) 永住のための身分への修整

[訳注：移民国籍法第245条 1 項の追加。ここでは省略。後掲移民国籍法第245条参照。]

(g) 年次報告書

司法長官は、毎年10月31日以前に、関係する議会の委員会に対して、先の会計年度につ

いて、移民国籍法第214条 o 項(2)又は第245条 1 項(4)(A)が課す制限により査証の入手が不可能であるというだけの理由で、e 項により追加された同法第101条 a 項(15)(T)に基づく査証を交付されない、又は同法第245条 1 項に基づく身分を修整できない、その他の点では適格な申請者がいれば、その数を報告しなければならない。

^(注7) 第108条 人身取引の根絶のための最低基準

(a) 最低基準

この節の目的上、深刻な態様の人身取引の被害者の多数の出身国、通過国又は目的地国の政府に適用される人身取引の根絶のための最低基準は、次のとおりとする。

(1) その国の政府は、深刻な態様の人身取引を禁止し、その行為を処罰しなければならない。

(2) 暴行、詐欺、威圧を含む性的目的の人身取引行為、被害者が有効な同意を行うことのできない児童である場合の性的目的の人身取引行為又は強姦若しくは誘拐を含む人身取引行為若しくは死亡に至らしめる人身取引行為を故意に遂行することについて、国の政府は、強制的な性的暴行といった重罪と同等の罰則を定めなければならない。

(3) 深刻な態様の人身取引行為を故意に遂行することに対して、国の政府は、抑止に十分な程度に厳格で、犯罪の恥ずべき性格を適切に反映した罰則を定めなければならない。

(4) 国の政府は、深刻な態様の人身取引を根絶するために真剣で継続的な取組みを行わなければならない。

(b) 基準

a 項(4)に基づく判断のために、次の要素が深刻な態様の人身取引を根絶するために真剣で継続的な取組みを行っている指標とみなさ

れる。

- (1) その国の政府が、国の領域内で全体又は一部が行われる深刻な態様の人身取引行為を精力的に捜査し、及び訴追し、並びにその行為の責めを負うべき者に対して有罪の決定をし、及び刑の宣告を行っているか否か。捜査、訴追、有罪の決定及び刑の宣告に関するデータについて国務省から合理的な要求を受けたが、そのデータを入手するための政府の能力に応じてデータを提供しない政府は、その行為の精力的な捜査、訴追、有罪の決定又は刑の宣告を行っていないとみなされる。2004年6月1日及び2005年6月1日に提出される年次報告書に先立つ期間及び各年のその後9月30日までの期間に、その政府が国務省にその行為に関してデータを提出し、国務長官がその政府がデータを収集するために誠実な取り組みを行っているかと判断する場合には、長官は、先の一文のみなし規定を無視することができる。
- (2) その国の政府が、深刻な態様の人身取引の被害者を保護し、人身取引の捜査及び訴追への被害者による支援を促進しているか否か(彼らが報復又は困難に直面することになるであろう国への強制退去に対する法的な代替措置を提供するか否かを含む)、及び被害者が取り引きされた直接の結果として行う違法な行為に基づいてのみ不当に拘禁され、罰金を科され、その他処罰されることのないように保障しているか否か。
- (3) その国の政府が、潜在的な被害者を含む公衆に、深刻な態様の人身取引の原因及び結果について周知し、啓蒙する措置のような、深刻な態様の人身取引を防止する措置をとっているか否か。
- (4) その国の政府が、深刻な態様の人身取引の捜査及び訴追において他国の政府と協力

しているか否か。

- (5) その国の政府が深刻な態様の人身取引の罪で起訴された者を、他の重罪で起訴された者と実質的に同等の条件及び実質的に同等の範囲で引き渡しているか否か(又は、引渡しだが、その国の法律又はその国が締約国となっている国際的取決めと矛盾する場合には、その国の政府が引渡しを可能にできるように法律及び条約を改正し、又は代替するすべての適切な措置をとっているか否か)。
- (6) その国の政府が深刻な態様の人身取引の証拠として国内への移民及び国外への移民の傾向を監視しているか否か、並びにその国の法執行機関がそうした証拠に対して、人身取引行為の精力的な捜査及び訴追と調和する形で、及び被害者の人権の保護及び国際的に認識された、人が自国を含めた国を出国する権利及び人が自国に戻る権利と調和する形で対処しているか否か。
- (7) その国の政府が深刻な態様の人身取引に関与し、又はそれを助長する公務員を精力的に捜査し、訴追し、有罪の決定をし、及び刑の宣告を行っているか否か、並びにその人身取引を容認する公務員に対して適切なすべての措置をとるか否か。捜査、訴追、有罪の決定及び刑の宣告に関するデータについて国務省から合理的な要求を受けたが、その政府の資源に応じたデータを提供しない政府は、その行為の精力的な捜査、訴追、有罪の決定又は刑の宣告を行っていないとみなされる。2004年6月1日及び2005年6月1日に提出される年次報告書に先立つ期間及び各年のその後9月30日までの期間に、その政府が国務省にその行為に関してデータを提出し、国務長官がその政府がデータを収集するために誠実な取り組みを行っているかと判断する場合には、長官は

先の一文のみなし規定を無視することができ
る。

- (8) その国の市民ではない深刻な態様の人身取引の被害者の割合が小さいか否か。
- (9) その国の政府が、その政府の能力に応じて、(1)から(8)までの規定に定める基準を満たすための取組みを組織的に監視し、その取組みの定期的な評価を公に入手できるようにしているか否か。
- (10) 先の年における評価と比べて、その国の政府が深刻な態様の人身取引の根絶に向けて重要な前進を実現したか否か。

第109条 最低基準を満たすための外国への援助

[訳注：1961年対外援助法第I部第1章の末尾に第134条を加える改正。ここでは省略。後掲1961年対外援助法第134条参照。]

第110条^(注8) 最低基準を満たすことができなかつた政府に対する措置

(a) 政策表明

次のいずれにも該当する政府に対しては、人道目的でなく、貿易関連でない対外援助を提供しないことが合衆国の政策である。

- (1) 人身取引の根絶に向けた最低基準を遵守しない政府
- (2) 基準を遵守するために有意義な取組みを行わない政府

(b) 議会に対する報告書

(1) 年次報告書

毎年6月1日までに、国務長官は、次のものを含む深刻な態様の人身取引の状況についての報告書を、関係する議会の委員会に提出しなければならない。

- (A) 人身取引の根絶に向けた最低基準が適用されることができ、かつ政府が十分にその基準を遵守している国がある場合に

は、そのリスト

- (B) 人身取引の根絶に向けた最低基準が適用されることができ、かつ政府がこれまで十分に基準を遵守してはいるが、遵守するために有意義な取組みを行っている国がある場合には、そのリスト

- (C) 人身取引の根絶に向けた最低基準が適用されることができ、かつ政府が十分に基準を遵守しておらず、かつ、遵守するための有意義な取組みも行っていない国がある場合には、そのリスト

(2) 中間報告書

(1)に基づく年次報告書に加えて、国務長官は、深刻な態様の人身取引の状況に関して、直近の年次報告書を提出した後にその政府が次のことを行った国の情報を含む一又は複数の中間報告書を、関係する議会の委員会に対していつでも提出することができる。

- (A) 人身取引の根絶に向けた最低基準を遵守するようになったこと又はこれを逸脱するようになったこと。
- (B) 遵守するために有意義な取組みを始めたこと又は取組みをやめたこと。

(3) 特別監視リスト

(A) リストの提出

国務長官は、c項及びd項に定められた決定がその項に従って関係する議会の委員会に提出される日以前に、関係する議会の委員会に対して、同長官が続く年度に特別の監視が必要であると決定した国のリストを提出しなければならない。このリストは次の諸国により構成される。

- (i) その年の年次報告書において(1)(A)に従ってリストに掲載された国で、先の年次報告書では(1)(B)に従ってリストに掲載されていたもの

- (ii) その年の年次報告書において(1)(B)に従ってリストに掲載された国で、先の年次報告書では(1)(C)に従ってリストに掲載されていたもの
- (iii) その年の年次報告書において(1)(B)に従ってリストに掲載された国で、次のいずれかの規定に該当するもの。
 - (I) 深刻な態様の人身取引の被害者の絶対数が膨大であるか又は急激に増加している場合
 - (II) 先の年度と比べた深刻な態様の人身取引に対処する取組みの強化(人身取引犯罪の捜査、訴追及び有罪判決の増加、被害者への援助の増強並びに政府職員の深刻な態様の人身取引への共謀の証拠の減少を含む。)の証拠を提出することができなかった場合
 - (III) その国が最低基準の遵守に向けた有意義な取組みを行っているとの決定が、次年度にその国が追加の措置をとると約束したことに基づいている場合
- (B) 中間評価

毎年2月1日までに、国務長官は、関係する議会の委員会に対して、(A)に定められた特別監視リストに掲載されたそれぞれの国が先の年次報告書以来達成した改善の評価を提出しなければならない。
- (C) 特別監視リストと年次人身取引報告書の関係

ある国が(A)に定められる特別監視リストに掲載されないとの決定は、次年度における、その国が人身取引の根絶に向けた最低基準を遵守しているか否か又は国がその基準を遵守するために有意義な取組みを行っているか否かの

決定にいかなる意味でも影響を与えるものではない。

(4) 有意義な取組み

国の政府が、人身取引の根絶に向けた最低基準を遵守するために有意義な取組みを行っているか否かを(1)又は(2)の規定に基づき判定するにあたり、国務長官は次のことを考慮に入れなければならない。

- (A) その国が深刻な態様の人身取引の出身国、通過国又は目的地国である程度
- (B) 政府による最低基準の不遵守の程度、とりわけ、政府の職員又は被用者が深刻な態様の人身取引に関与し、助長し、容認し、又は共謀する程度
- (C) その政府の資源及び能力の観点から最低基準の遵守を確保するために適当な措置

(c) 通知

2003年1月1日以降の、b項(1)に基づく年次報告書又はb項(2)に基づく中間報告書の提出から45日以降90日以前に、大統領は、報告書によればその政府が次のいずれをも満たすそれぞれの国につき、d項に列挙する決定のうちの一つの通知を、関係する議会の委員会に提出しなければならない。

- (A) 人身取引の根絶に向けた最低基準を遵守しないこと。
- (B) b項(1)(C)に定めるように、遵守するための有意義な取組みを行わないこと。

(d) 大統領の決定

c項に述べた決定は、次のとおりである。

(1) 人道目的でなく、貿易関連でない援助の留保

大統領が次のいずれかを決定する場合

- (A)(i) 合衆国が、ある国の政府が最低基準を遵守するか、遵守するための有意義な取組みをするまで、続く会計年度にその政府に人道目的でなく、貿易関連

でない対外援助を提供しないこと。

(ii) 先の会計年度にその政府が人道目的でなく、貿易関連でない対外援助を合衆国から受領していない国である場合には、合衆国は、その政府が最低基準を遵守するか、遵守するための有意義な取組みをするまで、続く会計年度に、その政府の職員又は被用者の、教育的及び文化的な交換プログラムへの参加のために資金を提供しないこと。

(B) 大統領は、それぞれの多国間開発銀行及び国際通貨基金の合衆国総務に対して、ある国の政府が最低基準を遵守するか、遵守するための有意義な取組みをするまで、続く会計年度に、それぞれの機関からその国に対する資金の貸付その他の利用(基本的な人道的需要を直接に満たし、制裁を受ける国の政府によっては運用されず、及びその政府に全く利益を与えない人道的援助、貿易関連援助又は開発援助は除く。)に反対の投票をし、総務としてできる限りの手段を利用して拒否をするよう指示すること。

(2) 人権侵害に対する、進行中の、多数の、広範な援助制限

大統領が、その国が主に人権侵害のために、すでに多数の広範な援助の制限を受けており、その制限が進行中で、(1)に定める制限に匹敵することを決定すること。その決定には、決定の根拠となった特定の又は複数の制限についての説明を付さなければならない。

(3) その後の遵守状況

国務長官が、ある国の政府が最低基準を遵守するに至ったこと又は遵守するために有意義な取組みを行いつつあることを決定したこと。

(4) 国益に資する場合の支援の継続

人身取引の根絶に向けた最低基準の遵守及び遵守するための有意義な取組みにその国の政府が失敗した場合であっても、その国に対する人道目的でなく、貿易関連ではない対外援助若しくは教育的及び文化的な交換プログラムへの参加のための資金の提供若しくは(1)(B)に定める多国間支援の提供又はその両方が、この節の目的を促進するか、又は合衆国の国益に資すると大統領が決定すること。

(5) 免除権限の行使

(A) 一般規定

大統領は次のいずれかに関する(4)に基づく権限を行使することができる。

(i) その国に対するすべての人道目的でなく、貿易関連でない対外援助又は教育的及び文化的な交換プログラムへの参加のための資金の提供

(ii) その国に対する(1)(B)に定めるすべての多国間援助

(iii) その援助の一又は複数のプログラム、プロジェクト又は活動

(B) 深刻な悪影響の回避

大統領は、女性及び児童を含む弱者に対する深刻な悪影響を回避するために必要な場合には、(4)に基づく権限を行使する。

(6) 多国間開発銀行の定義

この項において、「多国間開発銀行(multilateral development bank)」とは、国際復興開発銀行、国際開発協会、国際金融公社、米州開発銀行、アジア開発銀行、米州投資公社、アフリカ開発銀行、アフリカ開発基金、欧州復興開発銀行及び多国間投資保証機関をいう。

(e) 証明

c項に基づく通知と共に、大統領は国務長官を通じて、第103条第7項(A)の(ii)、(iii)若しく

は(v)に定める援助又は第103条第7項(B)に定める援助については、いかなる援助も、深刻な態様の人身取引に関与し、助長し、又は容認する機関又は職員により受領され、又は利用されることを意図していないとする証明書を提供しなければならない。

(f) 大統領が、ある国の政府についてd項(1)に定められる決定を行った後は、大統領はいつでも、d項(1)に基づく先の決定によりその国に科された措置の全部又は一部を免除するために、d項の(4)及び(5)に定められる決定を行うことができる。

^(注9)
第111条 人身取引の重大な加害者に対する措置

(a) 人身取引の重大な加害者に対する処罰権限

(1) 一般規定

大統領は、次の者に関する場合には国際緊急経済権限法第202条(50 U.S.C. § 1701)を顧慮することなく、同法第203条(50 U.S.C. § 1702)に定められる権限を行使することができる。

(A) 合衆国において、直接又は間接に、深刻な態様の人身取引において重要な役割を担う外国人

(B) (A)に従って特定される人身取引の重大な外国人加害者の活動を物的に支援し、その活動のために若しくはその活動に対して財政的若しくは技術的な支援を提供し、又はその活動を支援して物資若しくは役務を提供する外国人

(C) (A)に従って特定される人身取引の重大な外国人加害者により所有され、統制され、若しくは指示され、又はその者のために若しくはその者を代理して働く外国人

(2) 罰則

国際緊急経済権限法第206条(50 U.S.C. §

1705)に定める罰則は、この条に基づき発行される免許、命令又は規則の違反に適用される。

(b) 人身取引の重大な加害者の特定及び制裁についての議会への報告

(1) 一般規定

a項の権限を行使するにあたり、大統領は関係する議会の委員会に次のことを報告しなければならない。

(A) 大統領がこの条に従った制裁が適当と決定した外国人及びその決定の根拠を公に特定すること。

(B) この条にしたがって科される制裁を公に詳述すること。

(2) 制裁の解除

a項の権限に基づいて科される措置を保留又は終了させる場合には、大統領はその保留又は終了について、(1)に定める委員会に対して報告しなければならない。

(3) 機密情報の提出

この項に基づいて提出される報告書には、(1)(A)に基づいて大統領によりなされる決定の根拠に関する機密情報を伴う付属書類を含めることができる。

(c) 法執行及び諜報活動が影響を受けないこと。

この条は、合衆国の権限に基づく法執行活動若しくは諜報活動又は州若しくはその下部組織の法執行活動を禁止し、又は制限することはない。

(d) 人身取引の加害者の違法な活動から利益を得る人の排除

[訳注：移民国籍法第212条a項(2)に(H)を加える改正。ここでは省略。後掲移民国籍法第212条a項参照。]

(e) 施行

(1) 権限の委任

大統領は、a項の(1)(B)及び(1)(C)に基づき

外国人を指定する権限を含めて、この条により付与される権限を委任することができる。

(2) 規則及び規制の公布

財務長官を含めた機関の長は、規則及び規制の公布を含め、(1)に従って大統領により委任された権限を行使するために必要な措置をとることを授權される。

(3) 審査の機会

この規則及び規制は、a 項の権限の行使に関連する決定、命令、指定その他の措置の変更又は終了を求める目的で、本人又は代理人に対して、迅速に聴聞を受ける機会を与える手続を含まなければならない。

(f) 外国人の定義

この条において「外国人 (foreign person)」とは、外国の市民若しくは国民又は合衆国の法律の下で設立されたのではない主体をいい、外国政府の職員を含むが、外国政府自体は含まない。

(g) 解釈規定

この条は、a 項に定める権限の行使の司法審査が排除されるものとして解釈されてはならない。

^(注10)
第112条 人身取引の加害者の訴追及び罰則の強化

(a) 第18編の改正

[訳注：合衆国法典第18編第77章第1581条 a 項、第1583条及び第1584条の改正並びに同編同章第1589条から第1594条までの規定の新設。ここでは省略。後掲合衆国法典第1581条、第1583条、第1584条、第1589条、第1590条、第1591条、第1592条、第1593条及び第1594条参照。]

(b) 量刑ガイドラインの改正

(1) 合衆国量刑委員会は、合衆国法典第28編第994条に基づく権限に従い、及びこの条に従い、奴隷的労働、非自発的苦役、奴隷質

易犯罪及び人身取引を助長する偽の入国許可文書の所持、移転若しくは取引を要素とし、又は関連する犯罪を含む人身取引に関する犯罪並びに公正労働基準法及び移民・季節農業労働者保護法に関する犯罪により有罪判決を受けた人に適用される、量刑ガイドライン及び政策綱領を再検討し、適切な場合にはこれを改正しなければならない。

(2) この項を実施するにあたり、量刑委員会は次のことを行わなければならない。

(A) この項の(1)に定める犯罪に適用される量刑ガイドライン及び政策綱領が犯罪の抑止に十分なだけ厳格で、犯罪の極悪な性格を適切に反映することを保証するために適当なすべての措置をとること。

(B) 人身取引に関する犯罪に適用される量刑ガイドラインを、奴隷的労働、非自発的苦役及び奴隷貿易犯罪に適用されるガイドラインに合わせることを考慮すること。

(C) 次の犯罪については、この項の(1)に定める犯罪により有罪判決を受ける者の量刑を強化することを考慮すること。

(i) 多数の被害者に関わるもの

(ii) 継続的及び悪質な違反の形態を含むもの

(iii) 危険な武器の利用又は利用の脅迫を含むもの

(iv) 人の死又は身体的傷害を生じさせるもの

(3) 量刑委員会は1987年量刑法第21条 a 項に定められた手続に従い、同法に基づく権限が効力を失っていないものとして、この項に基づくガイドライン又は改正を公布することができる。

^(注11)
第112A条 人身取引に関する国内的及び国際

的な調査

大統領は、経済諮問委員会、全米アカデミーの全米調査委員会、労働長官、保健福祉長官、司法長官、国務長官、合衆国国際開発庁長官及び中央情報長官をとおして、この節の目的を増進し、この節の事実認識に特定された問題を解決するためのデータを提供する調査(関連する合衆国の政府機関及び国際機関だけでなく、非政府組織に補助金を支給することによるものを含む)を行わなければならない。この調査のイニシアチブは、実行可能な限り、次のものを含まなければならないが、それに限定はされない。

- (1) 人身取引の経済的な原因及び結果
- (2) 人身取引を防止し、人身取引の被害者を保護し、及び支援する連邦機関により資金を提供され、又は管理されるプログラム又はイニシアチブの有効性
- (3) 人身取引と世界規模の健康上のリスクの関連

^(註12) 第113条 歳出授権

- (a) タスクフォースの支援のための歳出授権

第104条、第105条 e 項、第105条 f 項及び第110条の目的を達するために、国務長官に対し、2001会計年度に150万ドル、2002会計年度及び2003会計年度の各年度に300万ドル並びに2004会計年度及び2005会計年度の各年度に500万ドルの歳出を授権する。
- (b) 保健福祉長官に対する歳出授権

第107条 b 項の目的を達するために、保健福祉長官に対し、2001会計年度に500万ドル、2002会計年度に1000万ドル並びに2004会計年度及び2005会計年度の各年度に1500万ドルの歳出を授権する。

(c) 国務長官に対する歳出授権

- (1) 人身取引に対処するための二国間の援助
 - (A) 防止

第106条の目的を達するために、国務長

官に対し、2004会計年度及び2005会計年度の各年度に1000万ドルの歳出を授権する。

(B) 保護

第107条 a 項の目的を達するために、国務長官に対し、2003会計年度に1500万ドル並びに2004会計年度及び2005会計年度の各年度に1000万ドルの歳出を授権する。

(C) 訴追及び最低基準の遵守

1961年対外援助法第134条の目的を達するために、人身取引の加害者の訴追の促進を支援し、及びこの法律の第108条に定められる最低基準の遵守において諸国を支援するために、2004会計年度及び2005会計年度の各年度に1000万ドルの歳出を授権する。(これには、国際法執行アカデミーにおける人身取引に関する法執行職員、検察官及び裁判関連職員に対する訓練活動を遂行するための、上記の各年度に対する25万ドルの歳出を含む。)

(2) 欧州安保協力機構 (OSCE) に対する自発的拠出

第109条の目的を達するために、国務長官に対し、人身取引を防止し、人身取引の被害者の人権尊重を促進し、及び欧州安保協力機構加盟国の関連法律の改正を支援することを目的とするプロジェクトを促進するための自発的拠出として、2001会計年度から2005会計年度までの各年度に30万ドルの歳出を授権する。

(3) 人権についての国別年次報告書の準備

第104条の目的を達するために、国務長官に対し、同条 a 項(1)に定めるリストの準備及び公表を含む、同条が求める追加の情報を人権状況についての国別年次報告書に記載するために必要な金額の歳出を授権する。

(d) 司法長官に対する歳出授権

第107条 b 項の目的を達するために、司法長官に対し、2001会計年度に500万ドル、2002会計年度に1000万ドル並びに2004会計年度及び2005会計年度の各年度に1500万ドルの歳出を授権する。(第109条により加えられた)1961年対外支援法第134条の目的を達するために、大統領は、司法長官及び國務長官をとおして、国際法執行アカデミーにおける人身取引に関する法執行職員、検察官及び裁判関連職員に対する訓練活動を遂行するために、2004会計年度及び2005会計年度の各年度に25万ドルの歳出を授権される。

(e) 大統領に対する歳出授権

(1) 外国人被害者の支援

第106条の目的を達するために、大統領に対し、2001会計年度に500万ドル、2002会計年度に1000万ドル及び2003会計年度から2005会計年度までの各年度に1500万ドルの歳出を授権する。

(2) 最低基準を満たすための外国への援助

第109条の目的を達するために、大統領に対し、2001会計年度に500万ドル、2002会計年度に1000万ドル及び2003会計年度から2005会計年度までの各年度に1500万ドルの歳出を授権する。

(3) 調査

第112A 条の目的を達するために、大統領に、2004会計年度に30万ドル及び2005会計年度に30万ドルの歳出を授権する。

(f) 労働長官に対する歳出授権

第107条 b 項の目的を達するために、労働長官に対し、2001会計年度に500万ドル、2002会計年度に1000万ドル並びに2004会計年度及び2005会計年度の各年度に1000万ドルの歳出を授権する。

(g) 資金の利用の制限

(1) プログラムの制限

この節又はこの節により行われた改正を遂行するために入手できる資金は、売春の合法化又は慣行を助長し、支援し、又は唱道するために用いられてはならない。先の一文は、取引の途上の、又は取引された結果起きた状況から抜け出した後の、被害者の苦痛又は健康上のリスクを改善することで、この法律の目的を促進するために計画された援助を排除するように解釈されてはならない。

(2) 組織の制限

この節又はこの節により行われた改正を遂行するために入手できる資金は、補助金申請、補助金協定又はその両者において、売春の合法化又は慣行を助長し、支援し又は唱道することはないと明言しない組織により、この法律の第103条第 8 項(A)に定められる深刻な態様の人身取引の被害者に向けられたプログラムを実施するために用いられてはならない。先の一文は、被害者が人身取引の対象とされたことに起因する活動にもはや従事しなくなった後にのみ、その者に対してサービスを提供する組織には適用されない。

(注)

(1) 22 U.S.C. § 7101.

(2) 22 U.S.C. § 7102.

(3) peonage は、合衆国法典第18編に定義が存在しないが、判例により、債務の返済を目的とする非自発的苦役と定義されている。(Amy O'Neill Richard, "International Trafficking in Women to the United States: A Contemporary Manifestation of Slavery and Organized Crime", Apr. 2000, p.34)

(4) 22 U.S.C. § 7103.

(5) 22 U.S.C. § 7104.

(6) 22 U.S.C. § 7105.

(7) 22 U.S.C. § 7106.

(8) 22 U.S.C. § 7107.

(9) 22 U.S.C. § 7108.

(10) 22 U.S.C. § 7109.

(11) 22 U.S.C. § 7109a.

(12) 22 U.S.C. § 7110.

(なかがわ かおり・海外立法情報課)

(2) 移民国籍法 (抄)

Immigration and Nationality Act

中川 かおり

第 I 部 一般規定

第101条 定義^(注1)

(a)(1)–(14) [略]

(15) 「移民 (immigrant)」とは、以下に掲げる非移民にあたる外国人の類型のいずれかに該当する外国人を除く、すべての外国人をいう。

(A)–(S) [略]

(T)(i) 第214条 o 項に従い、司法長官が次のいずれも満たすと判定した外国人

(I) 2000年人身取引被害者保護法第103条に定める深刻な態様の人身取引の被害者であること又は過去に被害者であったこと。

(II) 人身取引の結果として、合衆国、アメリカ領サモア若しくは北マリアナ諸島準州又はそれへの通関港に物理的に滞在すること。

(III)(aa) 人身取引行為の捜査又は訴追において、合理的な支援要請に従っていること、又は

(bb) 18歳未満であること。

(IV) 強制退去により、外国人が異常で重大な損害を含む極度の困難を被ることが予測されること。

(ii) 司法長官が極度の困難を回避するために必要であると思料する場合には、(i)に定める外国人の同伴者又はその外国人と後に合流する次の者

(I) 21歳未満の(i)に定める外国人の場合には、その外国人の配偶者、子、その外国人が(i)に基づく身分の申請

を行う日に18歳未満である未婚の兄弟姉妹及び両親

(II) 21歳以上の(i)に定める外国人の場合には、その外国人の配偶者及び子

(U)(i) 第214条 p 項に従いつつ、司法長官が次のいずれも満たすと判定した場合の、(U)に基づく身分の請願を提出した外国人

(I) 外国人が、(iii)に定める犯罪行為の被害者であった結果として、重大な身体的又は精神的な虐待を受けたこと。

(II) 外国人(又は、16歳未満の外国人児童である場合には、その者の親、後見人又は訴訟後見人)が、(iii)に定める犯罪行為に関する情報を所持すること。

(III) 外国人(又は、16歳未満の外国人児童である場合には、その者の親、後見人又は訴訟後見人)が、(iii)に定める犯罪行為を捜査し、又は訴追する、連邦、州若しくは地方の法執行職員、連邦、州若しくは地方の検察官、連邦若しくは州の判事、司法省入国帰化局又は連邦、州若しくは地方の機関に対して、過去に有用であり、現在有用であり、又は将来有用となることが予想されること。

(IV) (iii)に定める犯罪行為が、合衆国の法律に違反し、又は、(インディアン居住地及び軍事施設を含む) 合衆国若しくは合衆国の領域及び占有地で行われたこと。

(ii) 司法長官が、配偶者、子又は（外国人児童のときは(i)に定めるその）親に対する極度の困難を回避することが必要であると思料する場合には、捜査又は訴追が、配偶者、子又は（外国人児童のときはその）親の援助がなければ損なわれるとする(i)(III)に列挙された政府職員の証明に基づいて、(15)に基づく身分を付与することができる。

(iii) (iii)にいう犯罪行為とは、連邦、州又は地方の法律に違反する、次に列挙するもの又はそれに類似したものの一又は複数を含む行為をいう。これは、強姦、拷問、人身取引、近親相姦、家庭内暴力、性的虐待、乱用的性的接触、売春、性的搾取、女性器切除、人質行為、奴隷的労働、非自発的苦役、奴隷取引、誘拐、略取誘拐、不法刑事拘禁、不法監禁、恐喝、強要、故殺、謀殺、重罪にあたる暴行、証人に対する脅迫、司法妨害、偽証又は上述の犯罪の未遂、共謀若しくは教唆とする。

(v) [以下略]

(b)-(h) [略]

(i) a 項(15)(T)(i)に定める非移民の外国人に関しては、次の規定により取り扱う。

(1) 司法長官及び他の政府職員は、適切な場合には、外国人に対して、外国人が合衆国に滞在する間にえられる選択肢及び入手できる資源について、助言することのできる非政府組織を紹介しなければならない。

(2) 司法長官は、a 項に基づき合法的な一時滞在の身分にある間の外国人に対して、合衆国において労働する権限を授権し、外国人に「職業授権」証明書又は他の適切な労働許可を提供する。

第II部 移民

第2章 外国人の入国許可の資格要件：市民及び外国人の旅行規則

第212条^(注2) 入国不許可の外国人

(a)(1) [略]

(2)(A)-(G) [略]

(H) 人身取引の重大な加害者

(i) 一般規定

2000年人身取引被害者保護法第111条b項に従って提出された報告書に記載された外国人、又は、領事館職員若しくは司法長官がこの法律の第103条に定める深刻な態様の人身取引における加害者の故意の支援者、幫助者、補助者、共謀者若しくは通謀者であること若しくはそうであったことを知っている若しくは信ずることに理由がある外国人は、入国を許可されない。

(ii) 人身取引の受益者

(iii)に定める場合を除き、領事館職員又は司法長官が(i)に基づき入国を許可されない外国人の配偶者、息子又は娘であると知っている又は信ずることに理由のある外国人が、過去5年以内に、その外国人の違法な活動から財政上の又は他の利益を得、かつ、その財政上の又は他の利益が違法な活動の成果であることを知っていたか、合理的に考えて知っているべきであった場合には、入国を許可されない。

(iii) 特定の息子及び娘の除外

息子又は娘が(ii)に定める利益を受領した時点で児童であった場合には、(ii)は適用されない。

(I) [以下略]

(b)-(c) [略]

(d)(1)–(12) [略]

(13(A) 司法長官は、第101条 a 項(15)(T)に定める非移民に関して入国不許可の理由が存在するか否かを判定しなければならない。ただし、a 項(4)に定められる入国不許可の理由がその非移民に対して適用されない場合を除く。

(B) この条に基づいて入手できるその他の免除に加えて、第101条 a 項(15)(T)に定める非移民の場合に、司法長官がそうすることが国益に資すると思料するときは、司法長官はその裁量により次の条項の適用を免除することができる。

(i) a 項(1)；及び

(ii) a 項の下で外国人が入国不許可とされた活動が、第101条 a 項(15)(T)(i)(I)に定める被害に起因するか、又は付随する場合に、a 項のその他の規定（ただし、(3)、(4)、(10)(C)及び(10)(E)を除く。）

(14) [以下略]

^(注3)
第214条 非移民の入国許可

(a)–(n) [略]

(o) 深刻な態様の人身取引の被害者

(1) 外国人が(2000年人身取引被害者保護法第103条に定められる)深刻な態様の人身取引行為を行ったと信ずる実質的な理由がある場合には、その者は第101条 a 項(15)(T)に基づいて合衆国への入国許可されることはない。

(2) 第101条 a 項(15)(T)に基づき一会計年度に査証を交付される者又は他の非移民の身分を提供される外国人の総数は、5000名を越えてはならない。

(3) (2)の数的制限は、基本となる外国人のみに適用され、その外国人の配偶者、息子、娘、兄弟姉妹又は両親には適用されない。

(4) 第101条 a 項(15)(T)(i)に基づき身分を与え

られた親に同伴しようとする、又は後に合流しようとする未婚の外国人で、親がその身分を求めて申請を提出した日に21歳未満であった者は、親の申請が提出された後に21歳になったが、審査が継続中である場合には、第101条 a 項(15)(T)(ii)の目的上は依然として児童とみなされる。

(5) 第101条 a 項(15)(T)(i)に定める外国人は、(i)に基づく身分のために外国人が申請を提出した後に21歳になったが審査が継続中である場合には、依然として同項(ii)(I)に定める外国人として扱われる。

(6) 外国人について第101条 a 項(15)(T)(i)(III)(aa)に基づく決定を下すにあたっては、(2000年人身取引被害者保護法第103条に定められる)深刻な態様の人身取引が関係していると思われる誘拐、強姦、奴隷状態又は他の強制労働に関する犯罪の捜査又は訴追における支援の合理的な要請にその者が従ってきたとする州及び地方の法執行職員の陳述書を考慮に入れなければならない。

(p) 第101条 a 項(15)(U)の査証に適用される条件

(1) 第101条 a 項(15)(U)の査証のための請願手続き

第101条 a 項(15)(U)(i)に基づき外国人により提出される請願には、第101条 a 項(15)(U)(iii)に定める犯罪行為を捜査する連邦、州若しくは地方の法執行職員、検察官若しくは判事又は他の連邦、州若しくは地方の機関の証明書を含まなければならない。この証明書は、その証明書を提供する権限が、移民関連規定違反に関する情報に限定されていない入国帰化局の職員によっても提供されることができる。この証明書は、外国人が、第101条 a 項(15)(U)(iii)に定める犯罪行為の捜査又は訴追において、「過去に有用であり、現在有用であり、又は将来有用になることが予測される」ことを陳述するもので

なければならない。

(2) 数的制限

(A) 第101条 a 項(15)(U)に基づき一会計年度に査証を交付される外国人又は他の非移民の身分を提供される外国人の総数は、1万人を越えてはならない。

(B) (A)の数的制限は、第101条 a 項(15)(U)(i)に定める基本となる外国人のみに適用され、その外国人の配偶者、子又は(外国人児童の場合にはその)両親には適用されない。

(3) U査証非移民に関する司法長官の責務

a 項(15)(U)に定める非移民たる外国人に関しては、次のことを行う。

(A) 司法長官及び他の政府職員は、適切な場合には、外国人に対して、外国人が合衆国に滞在する間にえられる選択肢について及び入手できる資源について、助言することのできる非政府組織を紹介しなければならない。

(B) 司法長官は、適切な場合には、a 項に基づき合法的な一時滞在の身分にある間の外国人に対して、職業授權を提供しなければならない。

(4) 検討すべき信頼できる証拠

(D)に基づき提出される請願を処理するにあたり、領事館職員又は司法長官は、適切な場合には、請願に関する信頼できる証拠を検討しなければならない。

(5) 非排他的な救済

(D)は、第101条 a 項(15)(U)に基づく身分を提供される外国人が、その者が交付される資格のある他の移民関連の特権又は身分を求める権能を制限するものではない。

(g) [以下略]

第5章 移民としての身分の修整及び変更

第245条^(註4) 非移民の身分から、永住のため入国を許可された者の身分への修整；記録；外国人乗務員、授權のない雇用を継続し、又は受容する外国人及び査証なしで乗り換えを許可される外国人

(a)–(k) [略]

(1) 深刻な態様の人身取引の被害者の身分の修整

(1) 司法長官の意見によれば、第101条 a 項(15)(T)(i)に基づいて合衆国に入国を許可された非移民が次のすべての要件を満たすときは、司法長官は、外国人(及び第101条 a 項(15)(T)(ii)に基づき、外国人の配偶者、親、兄弟姉妹又は子として入国を許可された者)の身分を、永住のため法に基づき入国を許可された外国人の身分に修整することができる。

(A) 第101条 a 項(15)(T)(i)に基づき非移民として入国を許可された日から少なくとも3年間継続して合衆国に物理的に滞在すること。

(B) その期間をとおして道徳的品性を保つこと。

(C)(i) その間に人身取引行為の捜査若しくは訴追における合理的な支援要請に従ったこと、又は

(ii) その外国人が合衆国からの強制退去により、異常で重大な損害を含む極度の困難を被ることが予測されること。

(2) 第212条に基づき免除されない理由により合衆国に入国を許可されないが、第101条 a 項(15)(T)に基づき入国を許可された外国人に対しては、(1)は適用されない。ただし、司法長官がそうすることが国益に資すると思料する場合に、司法長官がその裁量により次の条項の適用を免除する場合を除く。

- (A) 第212条 a 項の(1)及び(4)
- (B) 第212条の下で外国人が入国不許可とされた活動が、第101条 a 項(15)(T)(i)(I)に定める被害に起因するか、又は付随する場合に、第212条のその他の規定(ただし、(3)、(10)(C)及び(10)(E)を除く。)
- (3) 外国人が90日間を越えて、又は総計で180日間を越えて、合衆国を離れた場合には、外国人は(1)(A)に基づく合衆国における継続した物理的滞在の要件を欠くとみなされる。
- (4)(A) 一会計年度において(1)に基づき身分を修整されうる外国人の総計は5000名を越えてはならない。
- (B) (A)に基づく数的制限は、基本となる外国人のみに適用され、外国人の配偶者、息子、娘、兄弟姉妹又は両親には適用されない。
- (5) (1)に基づく身分の修整の承認にあたり、司法長官は外国人の永住のための法に基づく入国許可を、承認の日付において記録しなければならない。
- (m) 捜査又は訴追を支援する一定の犯罪行為類型の被害者の身分の修整
 - (1) 司法長官は、外国人が合理的な理由なく犯罪の捜査又は訴追の支援を拒否したことを積極的な証拠に基づいて判定する場合を除き、外国人が第212条 a 項(3)(E)に該当しないときに、次のすべての要件を満たすことを条件として、第101条 a 項(15)(U)に基づいて合衆国に入国を許可される（又は別に非移民としての身分を付与される）外国人の身分を、永住のため法に基づき入国を許可された外国人の身分に修整することができる。
 - (A) 外国人が第101条 a 項(15)(U)の(i)又は(ii)に基づき非移民として入国を許可された

日から少なくとも3年間継続して合衆国に物理的に滞在すること。

- (B) 司法長官の意見によれば、外国人の合衆国における継続的な滞在が、人道的根拠に基づいて、家族の結束を保障するため、又は他の公共の利益において、正当化されること。
- (2) 外国人が90日間を越えて又は総計で180日間を越えて、合衆国を離れた場合には、外国人は(1)(A)に基づく合衆国における継続した物理的滞在の要件を欠くとみなされる。ただし、その不在が捜査若しくは訴追を支援するためである場合又はその不在が別の理由で正当化されることを捜査若しくは訴追に関わった職員が証明する場合を除く。
- (3) 第101条 a 項(15)(U)(i)に定められる外国人の(1)に基づく身分の修整の承認にあたり、司法長官が、極度の困難を回避するために身分又は査証の付与が必要であると思料する場合には、第101条 a 項(15)(U)(ii)に基づいて非移民査証を交付されていない配偶者、子又は（外国人児童の場合にはその）親の身分を修整し、又は移民査証を交付することができる。
- (4) (1)又は(3)に基づく身分の修整の承認にあたり、司法長官は、外国人の永住のための法に基づく入国許可を、承認の日付において記録しなければならない。

(注)

- (1) 8 U.S.C. § 1101.
- (2) 8 U.S.C. § 1182.
- (3) 8 U.S.C. § 1184.
- (4) 8 U.S.C. § 1255.

(なかがわ かおり・海外立法情報課)

(3) 合衆国法典第18編 犯罪及び刑事手続
第 I 部 犯罪 (抄)

UNITED STATES CODE TITLE 18 CRIMES AND CRIMINAL PROCEDURE
PART I CRIMES

中川 かおり

第77章 奴隷的労働、奴隷状態及び人身取引

第1581条 奴隷的労働；執行妨害

- (a) 奴隷的労働の状態に人を保持し、若しくは戻す者又は奴隷的労働の状態に置く意図若しくは戻す意図をもって人を拘束する者は、この編に基づく罰金若しくは20年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。この条の違反が死の結果をもたらす場合又は違反が誘拐若しくは誘拐未遂、加重性的虐待若しくは加重性的虐待の未遂若しくは殺人未遂を含む場合には、被告人はこの編に基づく罰金若しくは有期若しくは終身の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。
- (b) この条の執行の妨害若しくは妨害未遂又は他の介入若しくは阻止を行う者は、a 項に定める罰則に処する。

第1583条 奴隷状態への勧誘

人を非自発的な苦役の目的で売却する意図若しくは奴隷として保持させる意図をもって、誘拐し、若しくは連れ去る者、又は、人を奴隷とし、若しくは奴隷として保持させる意図若しくは奴隷とし、若しくは奴隷として保持させるために国外に送ることを意図して、人に船に乗るよう若しくは別の場所に行くよう勧誘し、説得し、若しくは誘導する者は、この編に基づく罰金若しくは20年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。この条の違反が死の結果をもたらす場合又は違反が誘拐若しくは誘拐の未遂、加重性的虐待若しくは加重性的虐待の未遂若しくは

は殺人未遂を含む場合には、被告人はこの編に基づく罰金若しくは有期若しくは終身の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

第1584条 非自発的苦役を目的とする売却

意図的及び故意に、人をいかなる期間においても、非自発的苦役を目的として保持し、若しくは非自発的苦役の状態におくよう売却する者、又は、その状態にある人を合衆国に連れ込む者は、この編に基づく罰金若しくは20年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。この条の違反が死の結果をもたらす場合又は違反が誘拐若しくは誘拐の未遂、加重性的虐待若しくは加重性的虐待の未遂若しくは殺人未遂を含む場合には、被告人はこの編に基づく罰金若しくは有期若しくは終身の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

第1589条 強制労働

次の方法で、人の労働又は役務を故意に提供し、又は収受する者は、この編に基づく罰金若しくは20年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

- (1) その人又は他の人に対する深刻な傷害又は身体的拘束の脅迫
- (2) 人が労働又は役務を行わないことにより、その人又は他の人が深刻な傷害又は身体的拘束を受けるとその人に信じさせることを意図する計画、プラン又は企画
- (3) 法律又は法的手続きの濫用又は濫用の脅迫
この条の違反が死の結果をもたらす場合、又

は違反が誘拐若しくは誘拐の未遂、加重性的虐待若しくは加重性的虐待の未遂若しくは殺人未遂を含む場合には、被告人はこの編に基づく罰金若しくは有期若しくは終身の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

第1590条 奴隷的労働、奴隷状態、非自発的苦役又は強制労働を目的とする人身取引

この章に違反して、労働又は役務のために、人をいかなる手段によっても募集し、蔵匿し、輸送し、提供し、又は収受する者は、この編に基づく罰金若しくは20年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。この条の違反が死の結果をもたらす場合、又は違反が誘拐若しくは誘拐の未遂、加重性的虐待若しくは加重性的虐待の未遂若しくは殺人未遂を含む場合には、被告人はこの編に基づく罰金若しくは有期若しくは終身の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

第1591条 児童の性的目的の人身取引又は暴行、詐欺若しくは威圧による性的目的の人身取引

(a) 暴行、詐欺又はc項(2)に定める威圧が人を商業的性行為に従事させるために利用されること又は人が18歳未満であり、かつ商業的性行為に従事させられることを知りつつ、故意に次のいずれかを行う者は、b項に定めるところに従い処罰される。

- (1) 州際通商若しくは外国通商において、若しくはそれに影響を与えて、又は合衆国の特別な海上及び領域的な管轄において、いかなる手段にせよ人を募集し、誘引し、蔵匿し、輸送し、提供し、又は収受すること。
- (2) (1)に違反すると定める行為に従事する事業に参加することで、金銭的に、又は何らかの価値のあるものを受領することにより、利益を得ること。

(b) a項に基づく犯罪の罰則は、次のとおりと

する。

(1) 犯罪が暴行、詐欺又は威圧により達成される場合、又は、募集され、誘引され、蔵匿され、輸送され、提供され、又は収受される人が犯罪の時点で14歳未満である場合には、この編に基づく罰金若しくは有期若しくは終身の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(2) 犯罪が暴行、詐欺又は威圧により達成されるのではなく、かつ募集され、誘引され、蔵匿され、輸送され、提供され、又は収受される人が犯罪の時点で14歳には達していたが18歳未満であったときは、この編に基づく罰金若しくは40年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(c) この条において次のように定義する。

(1) 「商業的性行為 (commercial sex act)」とは、その対価として人に何らかの価値が提供され、又は受領される性行為をいう。

(2) 「威圧 (coercion)」とは、次のいずれかをいう。

(A) 人に対する深刻な傷害又は身体的拘束の脅迫

(B) 人がある行為を行わないことにより、何人かが深刻な傷害又は身体的拘束を受けるとその者に信じさせることを意図する計画、プラン又は企画

(C) 法律又は法的手続の濫用又は濫用の脅迫

(3) 「事業 (venture)」とは、法的主体であるか否かに関わらず、事実として連携する2人以上の団体をいう。

第1592条 人身取引、奴隷的労働、奴隷状態、非自発的苦役又は強制労働を助長する文書に関する違法行為

(a) 他人の真正の若しくは偽の旅券その他の入国許可文書又は他の真正若しくは偽の政府の

発行する身分証明書を、次のいずれかのときに故意に破壊し、隠匿し、除去し、没収し又は所持する者は、この編に基づく罰金若しくは5年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第1581条、第1583条、第1584条、第1589条、第1590条、第1591条又は第1594条 a 項の違反の過程で行うとき
 - (2) 第1581条、第1583条、第1584条、第1589条、第1590条又は第1591条に違反する意図を有するとき
 - (3) 人が2000年人身取引被害者保護法第103条に定められる深刻な態様の人身取引の被害者である場合又は過去に被害者であった場合に、その者の労働又は役務を維持するために、法的な権限なく人の移動又は旅行の自由を阻止し、若しくは制限し、又は阻止し、若しくは制限すべく試みる時
- (b) a 項は、その行為が人身取引に起因し、又は付随する場合に、2000年人身取引被害者保護法第103条に定める深刻な態様の人身取引の被害者である者又は過去に被害者であった者の行為には適用されない。

第1593条 義務的な損害填補

- (a) 第3663条又は第3663A 条に関わらず、及び法律により授権されるその他の民事罰又は刑事罰に加えて、裁判所はこの章に基づく犯罪の損害填補を命じなければならない。
- (b)(1) この条に基づく損害填補命令は、(適切な裁判手続を通して) 被告人から被害者に対して、この項の(3)に基づく裁判所による判定に従い、被害者の損失の全額を支払うように指示しなければならない。
- (2) この条に基づく損害填補命令は、第3663A 条に基づく命令と同じ方式で、第3664条に従って発行され、及び執行されなければならない。
- (3) この項においては、「被害者の損失の全額

(full amount of the victim's losses)」とは、第2259条 b 項(3)に定めるのと同じ意味を有し、それに加えて、被害者の役務若しくは労働に起因する被告人のすべての収益若しくは価値又は公正労働基準法(29 U.S.C. § 201 et seq.) による最低賃金及び超過勤務手当の定めに基づき保証される被害者の労働の価値のいずれか大きい方を含む。

- (c) この条において、「被害者 (victim)」とは、この章に基づく犯罪の結果として被害を受けた個人をいい、被害者が、18歳未満、無能力者、行為無能力者又は死者である場合には、被害者の法定代理人、被害者の遺産管財人若しくは他の家族又は裁判所により適切であるとして指名された者を含む。ただし、いかなる場合であっても、被告人は管財人又は代理人に指名されてはならない。

第1594条 一般規定

- (a) 第1581条、第1583条、第1584条、第1589条、第1590条又は第1591条の違反の未遂は、その条についての既遂と同様に処罰する。
- (b) 裁判所は、この章の違反により起訴された者に対する刑の宣告を下すにあたり、科される他の刑の宣告に加えて、及び州法の規定にかかわらず、次のものをその者から合衆国のために没収するよう命じなければならない。
 - (1) 違反を遂行し、又は助長するために利用された、又は利用されることが意図されていた不動産又は動産におけるその者の利益
 - (2) 違反の結果としてその者が直接又は間接に入手した利益を構成し、又はそれに起因する不動産又は動産
- (c)(1) 次のものは合衆国のために没収され、それに対する財産権は消滅する。
 - (A) この章の違反を遂行し、又は助長するために利用された、又は利用されることが意図された不動産又は動産

(B) この章の違反に起因する利益を構成し、又はそれに起因する不動産又は動産
(2) 民事没収に関係するこの編の第46章の規定は、この項に基づく差押え又は民事没収に適用される。

(d) 証人の保護

この章の違反は、第224章(証人保護に関するもの)の適用の目的のために組織犯罪活動又は他の重大な犯罪とみなされる。

第1595条 民事上の救済

(a) この章の第1589条、第1590条又は第1591条の違反による被害者である個人は、適当な連邦地方裁判所において、加害者に対する民事訴訟を提起し、損害額及び合理的な弁護士費用を回収することができる。

(b)(1) この条に基づき提起される民事訴訟は、その原告が被害者となった同一の事件に起因する刑事活動の係属中は、停止される。

(2) この項において、「刑事活動 (criminal action)」とは、捜査及び訴追を含み、事実審裁判所における最終判決までの間は係属中とされる。

第117章 違法な性的活動を目的とする輸送及び関連する犯罪

第2423条 未成年者の輸送

(a) 犯罪にあたる性的活動に従事させる意図による輸送

18歳に達していない個人を、売春に従事させる意図又は刑事犯罪を科されうる性的活動に従事させる意図を持って、州際通商若しくは外国通商において、又は、合衆国の準州、領域若しくは占有地において、それと知りながら輸送する者は、この編に基づく罰金及び5年以上30年未満の拘禁刑に処す。

(b) 違法な性的行為を行う意図による旅行

他者と違法な性的行為を行う目的で、州際

通商において若しくは合衆国内へ旅行する者、又は外国通商において旅行する合衆国市民若しくは合衆国に永住のため入国を許可された外国人は、この編に基づく罰金若しくは30年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(c) 外国において違法な性的行為を行うこと

外国通商において旅行する合衆国市民又は永住のため入国を許可された外国人が、他者と違法な性的行為を行う場合には、この編に基づく罰金若しくは30年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(d) 付属的な犯罪

人が違法な性的行為を行う目的で州際通商又は外国通商において旅行することを知りながら、商業的利益又は私的利益を目的として、その旅行を手配し、誘引し、斡旋し、又は助長する者は、この編に基づく罰金若しくは30年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(e) 未遂及び共謀

a 項、b 項、c 項又は d 項に違反する未遂又は共謀は、その項の既遂と同様に処罰せられる。

(f) 定義

この条においては、「違法な性的行為 (illicit sexual conduct)」とは、(1)合衆国の特別な海上及び領域的な管轄で行われる性的行為の場合には、第109A 章に違反する、18歳未満の者との(第2246条に定義される)性的行為、又は、(2)18歳未満の者との(第1591条に定義される)商業的性行為、をいう。

(g) 抗弁

f 項(2)に定められる違法な性的行為によるこの条に基づく訴追においては、被告人が商業的性行為に従事した相手が18歳に達していたことを合理的に信じていたことは、証拠の優越をもって証明しなければならない抗弁とされる。

(なかがわ かおり・海外立法情報課)

(4) 1961年対外援助法 (抄)

Foreign Assistance Act of 1961

中川 かおり

第 I 部

第 1 章 政策；開発援助の授権

第116条^(注1) 人権及び開発援助

(a)–(e) [略]

(f)(1) d 項により要求される報告書は次の項目^(注2)を含まなければならない。

(A) 諸外国における、2000年人身取引被害者保護法第103条に定める深刻な態様の人身取引の現状及び程度の記述

(B) 深刻な態様の人身取引の被害者の出身国、通過国又は目的地国であるそれぞれの国については、その国の政府が行う人身取引に対処するための取組みの評価。評価は、次の事項に焦点を当てなければならない。

(i) その国の政府機関が人身取引に関与し、助長し、又は容認したか否か。

(ii) 人身取引に対処する活動に参加するその国の政府機関

(iii) 政府職員が人身取引に関与し、助長し、又は容認することを阻止するためにその国の政府がとる措置（その職員に対する捜査、訴追及び有罪判決を含む。）

(iv) その他の個人が人身取引に関与することを阻止するためにその国の政府がとる措置（深刻な態様の人身取引に関わる個人の捜査、訴追及び有罪判決、人身取引に対する刑事罰及び民事罰並びに人身取引を根絶し、又は削減するためのその罰則の有効性を含む。）

(v) 人身取引の被害者を支援するためにその国の政府がとる措置（被害者が人身取引の加害者、政府職員その他の者からさらに不当な侵害を受けることを阻止するための取組み、強制退去からの救済措置並びに身体面・精神面での健康管理及びシェルターの提供を含めた人道的救済の提供を含む。）

(vi) その国の政府が、要請を受けた場合に人身取引の加害者を引き渡すよう他国の政府と協力しているか否か、又は、協力がその国の法律若しくはその国が締約国となる引き渡し条約と矛盾する場合には、そうした協力が許容されるようにその国の政府が法律及び条約を改正し、代替するあらゆる適切な措置をとっているか否か。

(vii) その国の政府が、国境を越える人身取引ネットワークの国際的捜査及び他の深刻な態様の人身取引に対処するための共同の取組みを支援しているか否か。

(viii) その国の政府が、深刻な態様の人身取引の被害者を、取り引きの対象とされたことによる要因に基づき起訴すること及びそうした被害者に対してその他の差別的取り扱いをすることを控えているか否か。

(ix) その国の政府が、深刻な態様の人身取引の被害者の権利を認識し、及び裁判を受ける機会を保証しているか否か。

(C) 国務長官が適切と料する、人身取引

に関するその他の情報

- (2) (1)の目的上、データを収集し、及び評価をするにあたり、合衆国の在外公館の職員は、人権団体及び他の適切な非政府組織と協議しなければならない。

^(注3)
第134条 人身取引の根絶に向けた最低基準を遵守するための外国への援助

(a) 授権

大統領は、(2000年人身取引被害者保護法第103条の定義に従い)人身取引の根絶に向けた最低基準を満たすためのプログラム、プロジェクト及び活動のために、直接に、又は非政府組織及び多国間組織を通じて、外国に対して次の内容の援助を提供する権限を授権される。

- (1) 人身取引行為を禁止し、処罰するための法律の起草
- (2) 人身取引の加害者の捜査及び訴追
- (3) 被害者の保護のための施設、プログラム、プロジェクト及び活動の創出及び維持
- (4) 人身取引に対処するための政府職員及び非政府職員のための交換プログラム及び国際的訪問者プログラムの拡大

(b) 資金

(この法律の第II部第4章を含む) この部の別の規定及び1989年東ヨーロッパ民主化支援法 (Support for East European Democracy (SEED) Act of 1989) を施行するために入手できる資金は、この条を施行するために利用することができなければならない。援助は、この法律の第660条^(注4)にかかわらず、この条に基づいて提供される。

第II部

第1章 政策

^(注5)
第502B条 人権及び安全保障上の援助

(a)–(g) [略]

(h)(1) b項により要求される報告書^(注6)は次の項目を含まなければならない。

(A) 諸外国における、2000年人身取引被害者保護法第103条に定める深刻な態様の人身取引の現状及び程度の記述

(B) 深刻な態様の人身取引の被害者の出身国、通過国又は目的地国であるそれぞれの国について、その国の政府が行う人身取引に対処するための取組みの評価。評価は、次の事項に焦点を当てなければならない。

(i) その国の政府機関が人身取引に関与し、助長し、又は容認したか否か。

(ii) 人身取引に対処する活動に参加するその国の政府機関

(iii) 政府職員が人身取引に関与し、助長し、又は容認することを阻止するためにその国の政府がとる措置 (その職員に対する捜査、訴追及び有罪判決を含む。)

(iv) その他の個人が人身取引に関与することを阻止するためにその国の政府がとる措置 (深刻な態様の人身取引に関わる個人の捜査、訴追及び有罪判決、人身取引に対する刑事罰及び民事罰並びに人身取引を根絶し、又は削減するためのその罰則の有効性を含む。)

(v) 人身取引の被害者を支援するためにその国の政府がとる措置 (被害者が人身取引の加害者、政府職員その他の者からさらに不当な侵害を受けることを阻止するための取組み、強制退去から

の救済措置並びに身体面・精神面での健康管理及びシェルターの提供を含めた人道的救済の提供を含む。)

- (vi) その国の政府が、要請があった場合に人身取引の加害者を引き渡すよう他国の政府と協力しているか否か、又は、協力がその国の法律若しくはその国が締結国となる引渡し条約と矛盾する場合には、そうした協力が許容されるようにその国の政府が法律及び条約を改正し、代替するあらゆる適切な措置をとっているか否か。
 - (vii) その国の政府が、国境を越える人身取引ネットワークの国際的捜査及び他の深刻な態様の人身取引に対処するための共同の取組みを支援しているか否か。
 - (viii) その国の政府が、深刻な態様の人身取引の被害者を、取り引きの対象とされたことによる要因に基づき起訴すること及びそうした被害者に対してその他の差別的取り扱いをすることを控えているか否か。
 - (ix) その国の政府が、深刻な態様の人身取引の被害者の権利を認識し、及び裁判を受ける機会を保証しているか否か。
- (C) 国務長官が適切と思料する、人身取引に関するその他の情報

(2) (1)の目的上、データを収集し、及び評価をするにあたり、合衆国の在外公館の職員は、人権団体及び他の適切な非政府組織と協議しなければならない。

(注)

- (1) 22 U.S.C. § 2151n.
- (2) 人権状況についての国別年次報告書 (Country Reports on Human Rights Practices) のこと。1961年対外援助法第116条 d 項により、国務省は、毎年2月25日までに、下院議長と上院外交委員会に対するこの報告書の提出を義務づけられている。米国より開発援助を受ける国及び国連に加盟しているが、この法律に基づく別の人権報告の対象となっていない国がこの報告書の対象とされる。
- (3) 22 U.S.C. § 2152d.
- (4) 22 U.S.C. § 2420 [警察の訓練の禁止]、外国政府の警察等に対する訓練や助言のための支出を原則として禁止する規定。
- (5) 22 U.S.C. § 2304.
- (6) 人権状況についての国別年次報告書 (Country Reports on Human Rights Practices) のこと。1961年対外援助法第502B条 b 項により、国務省は、米国から安全保障上の援助を受ける国について、毎年議会にこの報告書を提出することを義務づけられている。

(なかがわ かがり・海外立法情報課)